

令和6年度 法務省調査研究請負

フィリピン共和国における身分関係法制調査研究
報告書

令和7年2月

WIP ジャパン株式会社

目次

第1部 調査研究概要	1
1 件名	1
2 目的	1
3 調査期間	1
4 調査対象国	1
5 業務内容	1
6 現地有識者への聞き取り	1
第2部 調査結果	3
第2部第1章 フィリピン身分関係法制度の概要	3
1 憲法・民法・家族法	3
2 関係機関	4
3 その他	6
第2部第2章 現行身分制度及び各種証明書の様式等に関する調査	7
1 婚姻法制及び婚姻証明書等の様式・記載事項について	7
2 離婚法制及び裁判離婚・離婚証明書等の様式・記載事項について	14
3 実親子関係法制（認知制度を含む。）及び親子関係証明書・出生証明書・認知証明書等の様式・記載事項について	18
4 養子縁組法制及び養子縁組証明書等の様式・記載事項について	21
5 未成年子に対する法定代理権に関する法制及び法定代理権を証する証明書等の様式・記載事項について	31
6 国籍法制（国籍の取得・離脱法制を含む。）及び国籍証明書等の様式・記載事項について	33
7 身分登録法制（遅延登録制度を含む。）及び証明制度等の様式・記載事項について	37
8 国際私法について	47
第3部 資料編	55

第1部 調査研究概要

1 件名

フィリピン共和国（以下「フィリピン」という。）における身分関係法制調査研究業務

2 目的

法務省で行う戸籍及び国籍の事務処理に必要なため、フィリピンにおいて現に施行されている身分関係法令及び身分関係登録制度の運用等の実務的取扱いについて総合的に調査研究し、その結果を関係法令の翻訳及びその解釈並びに実務の運用の解説によって明らかにする。

3 調査期間

令和6年7月26日から令和7年2月28日まで

4 調査対象国

フィリピン

5 業務内容

フィリピンにおいて現に施行されている身分関係法令の原文を参照の上、内容を詳細に把握してまとめるとともに、フィリピンの身分関係法制に関する最新の資料及び文献を収集し、また、フィリピンの政府当局者、学者等から現在の法制度に関する実情を聴取した上で、フィリピンにおける実務の取扱いについて具体的かつ緻密に研究成果を取りまとめる（令和4年1月に施行された「国内行政的養子縁組及び代替的児童養護法」など、近年の規律や運用の変更も確認する。）。

6 現地有識者への聞き取り

本報告書の作成の過程で生じた不明点について、以下に聞き取りを行った。

No.	機関
(1)	フィリピン国家児童養護庁（National Authority of Child Care : NACC） ^{1 2} 「養子縁組及び代替的児童養護運営サービス（Adoption and Alternative Child Care Operation Service）」の4部門の実務責任者 ・ 国内養子縁組部（Domestic Adoption Division） ・ 海外養子縁組部（Inter-Country Adoption Division）

¹ NACC ウェブサイト <https://www.nacc.gov.ph/>
組織図 <https://www.nacc.gov.ph/organizational-structure/>

² 実施日 2025年3月20日

No.	機関
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代替的児童養護部 (Alternative Child Care Division) ・ 政策・企画開発部 (Policy & Plans Development Division)
(2)	Respicio & Co. 弁護士事務所 ³
(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィリピン統計庁民事登録課⁴ ・ 首都圏マカティ市 地方民事登録課⁵

³ Respicio & Co. 弁護士事務所 <https://www.respicio.ph/> 実施日 2025 年 3 月 13 日

⁴ 実施日 2025 年 2 月 7 日

⁵ 実施日 2025 年 2 月 25 日

第2部 調査結果

第2部第1章 フィリピン身分関係法制度の概要⁶

1 憲法・民法・家族法

以下のとおり、フィリピンにおける憲法の制定は、旧宗主国のスペイン、米国、並びに日本の影響を受けて制定された歴史、その後の改正を経て、現行のフィリピン共和国憲法（The 1987 Constitution of the Republic of the Philippines、以下「1987年憲法」という。）の新体制がとられた（平成28年度先行調査 p5）。⁷

1935年	米国の統治下において、自治共和国の基本法として憲法が採択された。
1943年	日本の影響の下、新憲法が制定された。
1946年	日本の敗戦とともに、1943年憲法は廃止され、1935年憲法が復活した。
1973年	改正
1981年	改正
1986年	エドサ革命により1987年憲法が制定された。
1987年	1987年憲法施行

1987年憲法は、家族法が独立して制定されるに至る歴史的な憲法であった。当時のコラソン・アキノ大統領によって、1987年憲法が制定。この第15章に「家族」項目が設けられた。⁸

また、フィリピンでは、1950年に民法（The Civil Code of the Philippines）が施行されており、家族関係に関する私法的規律は、同法によっていた。その後、1987年にフィリピン家族法（The Family Code Of The Philippines, Executive Order No.209、以下「家族法」という。）が制定された。これに対応する民法における家族に関連する規定は廃止・改正された（平成28年度先行調査 p5）。^{9 10}

【イスラーム身分法】¹¹

また、フィリピンのムスリム法体系のうち、成文法として「ムスリム身分法（The Code of Muslim Personal Laws (Presidential Decree No. 1083)）」がある。平成28年度先行調査

⁶ 脚注 URL について、最終閲覧日の記載がないものは2025年3月26日最終アクセス。

⁷ 平成28年度先行調査「フィリピン、マレーシア及びインドネシアにおける身分関係法制調査研究業務」平成29年1月、公益社団法人商事法務研究会（以下、本文及び脚注において「平成28年度先行調査」と表記）<https://www.moj.go.jp/content/001275676.pdf>、p5

⁸ 『フィリピン家族法の逐条解説』奥田安弘、明石書店、2021年、p19

⁹ 平成28年度先行調査、p5

¹⁰ 「親権・監護権に関するフィリピン法令の調査報告書」執筆者 伊藤弘子、執筆協力者 望月彬史、2019年9月 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000545928.pdf>、p2

¹¹ 平成28年度先行調査、p2-3

を参照。¹²

2 関係機関

(1) 統治制度

フィリピンの統治制度、国民議会、立法、行政、司法制度については平成28年度先行調査 p2-3 参照。

(2) 身分登録に関する機関

ア 国家統計局（2013年に統計庁へ編入・消滅）

国家統計局（NSO: National Statistics Office）は、1940年の連邦法第591号（Commonwealth Act No. 591）により、国勢調査統計局（Bureau of Census and Statistics）として設立された。一般統計の収集、編集、分類、作成、出版、配布、及び民事登録法の規定の実施と管理を担当していたが、2013年のフィリピン統計法に基づき、フィリピン統計庁へと編入され、消滅している。

イ フィリピン統計庁

フィリピン統計庁（PSA: Philippines Statistics Authority）¹³は、上記の国家統計局（NSO）、国家統計調整委員会（National Statistical Coordination Board）、農業統計局（Bureau of Agricultural Statistics）、労働雇用統計局（Bureau of Labor and Employment Statistics）を統合して2013年に設立¹⁴されたフィリピン政府機関であり、フィリピンにおける一次データ収集と民事登録の実施を担当する機関である。同統計庁は、全ての民事登録記録の中央リポジトリとして機能している。^{15 16} 同統計庁長官は「総合民事登録局長」としての役割も担っている。

なお、PSAは国家経済開発庁（NEDA: National Economic and Development Authority）の附属機関である。

※PSAの訳語について、我が国の先行文献ではほかに「統計局」「統計機構」の訳語があるが、本稿では「統計庁」と訳出した。¹⁷

¹² 平成28年度先行調査、p2

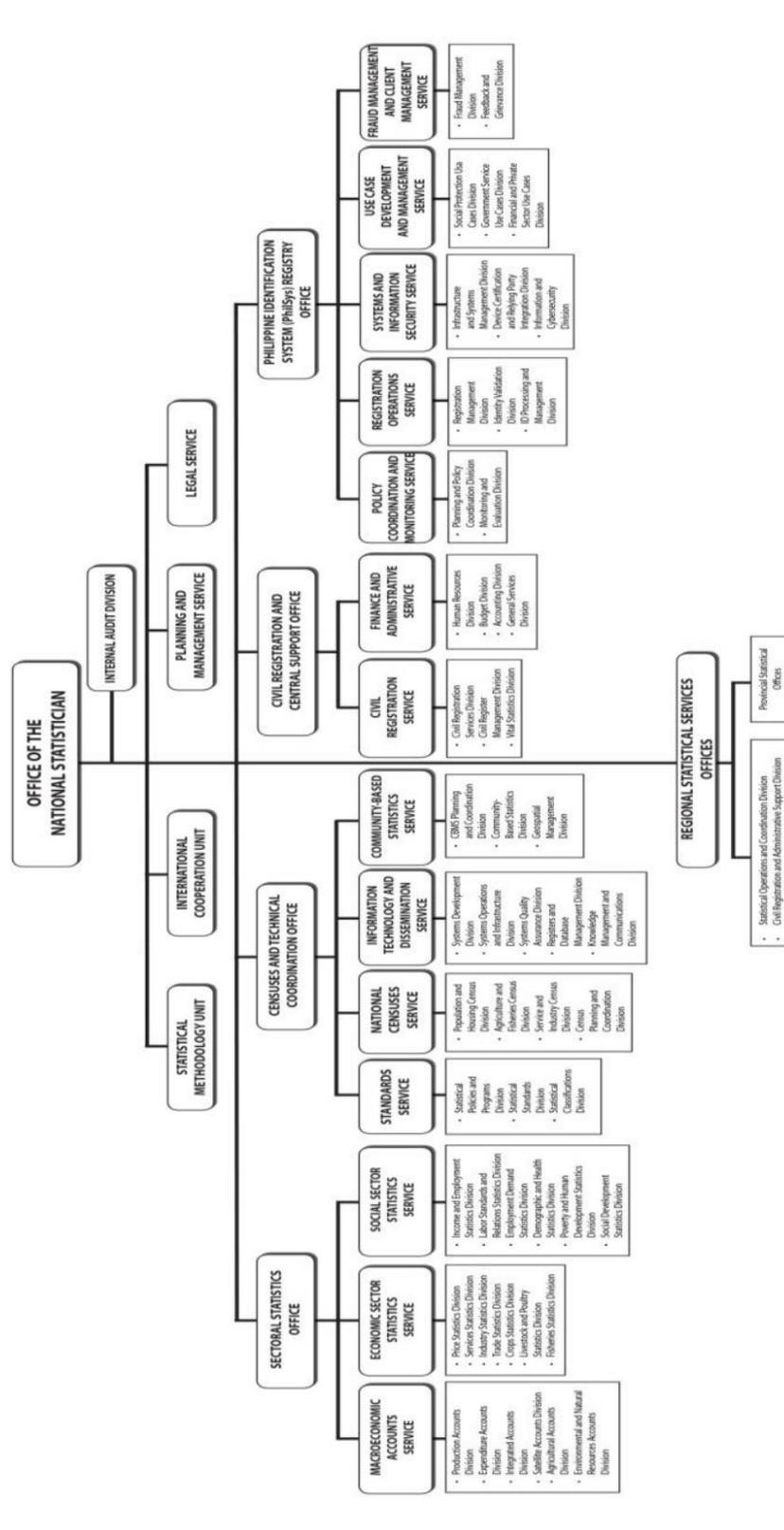
¹³ フィリピン統計庁（PSA: Philippines Statistics Authority）ウェブサイト <https://psa.gov.ph/>

¹⁴ フィリピン統計法（2013年）the Philippine Statistical Act of 2013, Republic Act No. 10625

¹⁵ フィリピン政府予算管理局ウェブサイト（2024年12月12日閲覧）：<https://www.dbm.gov.ph/wp-content/uploads/OPCCB/opif2009/neda-nso.pdf>

¹⁶ 民間ウェブサイト（2024年12月12日閲覧）：<https://rapidvisa.com/resources/philippine-statistics-authority-psa/>

¹⁷ 現地調査担当者注：2013年のフィリピン統計法で、Authority「庁」レベルの機関に格上げされたと考えられる。ただ、組織図の上では同じ Authority の国家経済開発庁の傘下に置かれているので、少し違和感があるが、フィリピン統計庁のトップ（長官）は省庁でいうと次官級で、国家経済開発庁（NEDA）の長官は閣僚級（大臣級）と考えられているため、その辺りで上下の差があるようである。



フィリピンの身分登録の実施体制¹⁸

¹⁸ PSA ウェブサイトより引用 https://psa.gov.ph/sites/default/files/OrgChart_PSA.pdf

ウ 総合民事登録局 (The Office of the Civil Registrar General)

フィリピン統計庁 (PSA) が 2013 年に結成された際に、同庁の主要な 4 政策を統括する Office (局) が編成されており¹⁹、その一つが Civil Registration and Central Support Office (民事登録及び中央支援局) という国内の民事登録を組織上、統括する局となっている。この局長職には現在、クレメンテ・S・マナオグ (Clemente S. Manaog) 氏が就任しているが²⁰、民事登録業務を統括する最高責任者として Civil Registrar General (総合民事登録官) という役職が設けられており、現在ではフィリピン統計庁長官がその役職を兼務している。そのため、フィリピン統計庁長官の事務所を The office of the Civil Registrar General と呼ぶことになっている。²¹ ただし 2013 年以前の資料²²によると、1930 年成立の共和国法第 3753 号では国立図書館の館長が Civil Registrar General の役職を兼務すると紹介されているが、その後の共和国法第 7160 号で当時の国家統計局 (NSO) の局長がこの役職を兼務することになったと説明されている。その後の法改正で総合民事登録官はフィリピン統計庁長官が兼務することになった。

3 その他

フィリピン政府が発行する官報は、政府が運営するウェブサイト “Official Gazette”²³でもオンライン版が閲覧できる。

¹⁹ https://psa.gov.ph/sites/default/files/OrgChart_PSA.pdf

²⁰ <https://psa.gov.ph/directory/civil-registration-department>

²¹ <https://psa.gov.ph/directory> のフィリピン統計庁の幹部の役職紹介欄で現在のクレアデニス・S・マバ統計庁長官の別の役職名が National Statistician (国家代表統計官) 及び Civil Registrar General (民事登録総事務官) として紹介されている。

²² https://www.unsiap.or.jp/sites/default/files/pdf/e-learning_el_material_3_population_3_1_pop_1312_vital2s4_civil_registration.pdf

²³ フィリピン官報ウェブサイト (2024 年 12 月 12 日閲覧) : <https://www.officialgazette.gov.ph/>

第2部第2章 現行身分制度及び各種証明書の様式等に関する調査

1 婚姻法制及び婚姻証明書等の様式・記載事項について

(1) 婚姻法制

平成28年度先行調査で述べたように、フィリピンの家族関係実態法は家族法である。²⁴ 婚姻の成立要件、効果等については既にこの平成28年度先行調査にて述べたためここでは割愛する。

また、以下に記すように、家族法は2013年が直近の最終改正であり、平成28年度先行調査以降の家族法改正動向は確認できなかった。

以下に、その他婚姻に係る法令の近年改正「児童婚禁止法」について述べるが、これはフィリピンにおけるムスリムの児童婚に主に関連するものである。

ア 家族法

調査時点において、フィリピンの家族関係実態法は家族法である。²⁵ フィリピンの家族法は、1987年に制定され、1988年に施行されて以来、複数回の改定がなされている。その内容を以下の表に記す。

西暦年	法令名	内容
1987	家族法 行政命令 ²⁶ 第209号 (The Family Code of the Philippines, Executive Order No.209, 1987)	制定
1987	行政命令第227号 ²⁷ Executive Order No.227	26条、36条、39号改正 26条：国外での婚姻挙行、再婚資格に関する条項 36条：婚姻の無効に関する条項 39条：婚姻の無効の訴訟に関する条項
1989	共和国法第6809号 Republic Act No. 6809	234条・236条改正、235条・237条廃止 234条：成年の年齢に関する条項 236条：親の権利と義務に関する条項 235条：孤児の未成年者及び親権に関する条項 237条：未成年の結婚の取消・無効に関する条項
1998	第39条改正法 ²⁸ Act Amending Article 39	39条：婚姻の無効の訴訟に関する条項
2004	第176条改正法 ²⁹ Act Amending Article 176	176条：非嫡出子の姓に関する条項

²⁴ 平成28年度先行調査、p5

²⁵ 平成28年度先行調査、p5

²⁶ 訳注：Executive Orderを「行政命令」と訳出した。参照：伊藤・望月（2019）、p2

²⁷ <https://www.officialgazette.gov.ph/1987/07/17/executive-order-no-227-s-1987/>

²⁸ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/3871>

²⁹ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/277>

西暦年	法令名	内容
2009	共和国法第 9858 号 ³⁰ Republic Act No. 9858	177 条改正 177 条：婚姻外の嫡出子に関する条項
2013	共和国法第 10572 号 ³¹ Republic Act No.10572	73 条・111 条改正 73 条：職業選択の権利に関する条項 111 条：財産の管理に関する条項

イ 平成 28 年度先行調査以降の改正動向

【ムスリム身分法における早婚（児童婚）禁止の動き】

フィリピンのムスリムにおける早婚は、しばしば児童婚とも呼ばれ、これまでムスリム身分法では一定の条件の下で認められていた。これは、性別に関係なく結婚可能年齢を 18 歳（家族法第 5 条）と定めているフィリピン家族法に反する。ムスリム身分法では、フィリピンのイスラーム教徒の未成年者で 15 歳以上の結婚が認められており、シャリーア法廷は思春期を迎えた 12 歳のイスラーム教徒の少女の結婚に同意することが認められていた。^{32 33}

しかし、フィリピンが締結している国際条約や「児童虐待、搾取及び差別からの児童の特別保護法」（共和国法第 7610 号）³⁴ 等に基づき、児童婚についての問題意識が高まり、ムスリム身分法の早婚に関する規定は、児童婚禁止法（共和国法第 11596 号、2021 年）³⁵によって無効とされ、児童婚の助長や婚姻の挙行、及び婚姻関係にない成人と児童の同棲を含む児童婚が犯罪とされるに至った。^{36 37}

また、この児童婚禁止法が制定された背景として、フィリピンでは 15 歳未満の少女らによる出産件数が過去 4 年間（2019 年の 2411 件から 23 年の 3343 件に）で増加するなど、若年層の出産が相変わらず増えており、出産による少女の学業や健康問題、将来の生活設計の困難さなど甚大な影響を与えるとして対策を強化する声が高まっていたこともある。³⁸

³⁰ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/17263>

³¹ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/57086>

³² 地元メディア「INQUIRER.NET」記事（2021 年 1 月 31 日投稿）：“Bangsamoro body tackles child marriage: Legal, yes; but moral?”

<https://newsinfo.inquirer.net/1390222/bangsamoro-body-tackles-child-marriage-legal-yes-but-moral>

³³ 地元メディア記事（2020 年 11 月 22 日投稿）：<https://www.scmp.com/week-asia/lifestyle-culture/article/3110683/philippines-wants-outlaw-child-marriage-muslim-majority>

³⁴ 児童婚禁止法第 1 条参照

³⁵ <https://mirror.officialgazette.gov.ph/2021/12/10/republic-act-no-11596/>

³⁶ 地元メディア「Philippine News Agency」記事（2022 年 1 月 6 日投稿）：“Duterte signs law criminalizing child marriage” <https://web.archive.org/web/20220106192427/https://www.pna.gov.ph/articles/1164695>

³⁷ 地元メディア「Newsweek」記事（2022 年 1 月 7 日投稿）：“Philippines Bans Child Marriage While 44 U.S. States Allow It”

<https://web.archive.org/web/20220107104344/https://www.newsweek.com/philippines-bans-child-marriage-while-44-us-states-allow-it-1666658>

³⁸ <https://newsinfo.inquirer.net/2025481/population-body-notes-alarming-trend-in-teen-pregnancies>

【児童婚禁止法（共和国法第 11596 号、2021 年）³⁹ Act Prohibiting the Practice of Child Marriage and Imposing Penalties for Violations, Republic Act No. 11596 とその施行規則（2022 年）⁴⁰ Act Prohibiting the Practice of Child Marriage and Imposing Penalties for Violations, Implementing Rule and Regulations, Republic Act No. 11596】

概要

「児童婚の慣行を禁止し、その違反に刑罰を科す法律（児童婚禁止法）」は、以下の国際条約・宣言⁴¹、フィリピンの国内法⁴²に基づく義務に従い、子どもの権利を主張するために制定された。（本法第 1 条）。

【法の廃止・修正・改正⁴³】

本法第 13 条において、本法の条項と矛盾する全ての法律、法令、行政命令、発布、規則、規制又はその一部は、これに従って廃止又は修正される、としているが、実質的に、シャリーア法による婚姻年齢に対する制限を与えている。また、先住民も主な対象となっている。⁴⁴

施行規則では、第 4 条においてフィリピンのムスリムについて改めて定義した上で、第 10 条「国家政府のプログラムとサービス」の中で、フィリピンイスラーム教徒全国委員会が、例えば早期妊娠の健康被害及び児童婚のその他のリスク等の点に重点を置いた全国的な啓発キャンペーンを実施するとしている。

ウ フィリピンにおける婚姻の原則手続

(ア) 婚姻の成立要件（実質的要件・形式的要件）

婚姻は法律婚主義であり、婚姻挙行官（solemnizing officer；現職裁判官、教会若しく

³⁹ 児童婚禁止法 https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2021/ra_11596_2021.html、
<https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/96305>

⁴⁰ <https://pcw.gov.ph/assets/files/2022/12/RA-11596-Child-Marriage-Implementing-Rules-and-Regulations.pdf>

⁴¹ https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2021/ra_11596_2021.html
フィリピンが締約国となっている国際条約は以下のとおり。（RA No.11596 第 1 条より）

- (a)世界人権宣言
- (b)結婚の同意、結婚の最低年齢、結婚の登録に関する条約
- (c)国連児童の権利条約
- (d)女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- (e)児童の売買、児童買春、児童ポルノに関する選択議定書
- (f)人身売買、特に女性と児童の売買を防止、抑制、処罰するための議定書

⁴² 「児童虐待、搾取及び差別からの児童の特別保護法」（共和国法第 7610 号）のような国内法（RA No.11596 第 1 条より）

⁴³ 具体的には、児童婚禁止法第 8 条において、フィリピンイスラーム教徒全国委員会（National Commission on Muslim Filipino：NCMF）が、児童の健康と発達全般に対する児童婚の影響と効果に関するイスラーム教徒コミュニティ内の意識向上キャンペーンを活動計画に含め、管轄下のコミュニティにおける児童婚の事例を監視及び報告し、児童の最善の利益のために本法及びその解釈が忠実に実施されることを確保する、という文面にとどめている。

⁴⁴ <https://ncip.gov.ph/news/ceremonial-signing-of-the-irr-of-ra-11596-or-the-prohibition-of-child-marriage-law/>

は宗派の祭司等)⁴⁵のもとに出向き合意することで婚姻が成立する。形式的・実質的要件については平成28年度先行調査 p6 参照。

(イ) 婚姻の流れ

a 婚姻の流れ

フィリピン人同士が婚姻手続を行うことを希望する場合、基本的には、下記の順番で事務的手続を行うことになっている。⁴⁶

1	居住する市・町の地方民事登録課 (Local Civil Registrar) に婚姻許可証の発行申請手続を行う。この際にフィリピン統計庁が発行する出生証明書や独身証明書を提出する必要がある。 ⁴⁷
2	この婚姻許可証の申請を行うと、市・町役場で婚姻許可証の申請が行われている事実が10日間にわたり張り紙や広報で告知され、その期間内に第三者から異議申立てがなければ、婚姻許可証が同登録課から発行される。この婚姻許可証の有効期間は発行日から120日間。
3	婚姻許可証が発行されると、結婚式を主宰する権限を持つ婚姻挙行官 (裁判官や司祭、牧師やラビ、イスラームのイマムや司法関係者、場合によっては船舶の船長や飛行機の機長、国軍の部隊長、海外で婚姻を挙行する場合には領事など) の下で民事婚又は教会婚を挙行する。
4	婚姻する際には当事者間で婚姻後の資産の両者名義による共有化や分割化などの資産配分について合意書を結ぶ場合もある。 ⁴⁸
5	婚姻挙行官は婚姻証明書に署名し、その副本を地方民事登録課に送付することで婚姻が登録されるが、この証明書には結婚式での最低2名の証人による署名も得なければならない。

なお、外国人との婚姻については本稿後項「8 国際私法について」参照。

b 婚姻の登録先

民事的地位の登録に関する法律⁴⁹ (Law on Registry of Civil Status, Act No. 3753, 1930)

⁴⁵ 家族法第7条によれば、「婚姻挙行官」の内訳は以下のとおり。

- ①裁判官
- ②教会若しくは宗派の祭司
- ③船長又は機長
- ④軍の指揮官
- ⑤総領事、領事又は副領事

⁴⁶ フィリピン法律事務所 Respicio & Co ウェブサイト：<https://www.respicio.ph/commentaries/legal-validity-of-marriage-in-the-philippines-requirements-and-processes> を基に編集。

⁴⁷ <https://www.respicio.ph/commentaries/legal-validity-of-marriage-in-the-philippines-requirements-and-processes>

⁴⁸ 現地調査担当者注：項目4はフィリピンにおける一般的な話。

⁴⁹ <https://psa.gov.ph/content/act-no-3753>

第7条によれば、婚姻を執り行う権限を有する全ての公務員及び司祭又は牧師は、現行の婚姻法に定められた期限内（挙行後15日以内）に、自身が執り行った婚姻契約（婚姻証明届）の写しを地元の地方民事登録課に送付する。

婚姻登録に必要な情報は、以下のとおりである。

（民事的地位の登録に関する法律⁵⁰ 第7条）

- （1）婚姻契約当事者それぞれの氏名及び住所、年齢
- （2）婚姻の挙行地及び年月日
- （3）証人の氏名及び住所
- （4）未成年の契約当事者又は婚姻に同意した人物の氏名、住所、関係
- （5）婚姻を挙行した人物の氏名、役職、住所

c 婚姻登録簿について

「民事的地位の登録に関する法律」に婚姻登録簿に係る規定が定められている。

民事的地位の登録に関する法律

第4条 [身分登録簿]⁵¹

地方民事登録官（登録課）は、以下の帳簿をその事務所に保管し、保存するものとする。これらの帳簿には、それぞれ個人の民事上の身分に関する適切な記載を行うものとする。

1. 出生及び死亡登録簿
2. 婚姻登録簿。これには、挙行された婚姻（the marriages solemnized）だけでなく、離婚⁵²及び解消された結婚（divorces and dissolved marriages）も記載されるものとする。
3. 嫡出（Legitimation）、認知（acknowledgment）、養子縁組（adoption）、改名（change of name）及び帰化登録（naturalization register）。

d 婚姻証明書

婚姻証明書（婚姻証明届）については、婚姻挙行時、婚姻当事者及び2名以上の証人が署名の上、婚姻挙行官が認証、発行する。また、婚姻挙行官が婚姻挙行後15日以内（宗教儀礼の場合）若しくは30日以内（民事婚の場合）にそれぞれ登録手続⁵³を行う。また、関係者が事後にフィリピン統計庁に婚姻証明書の発行申請を行うことも

⁵⁰ <https://psa.gov.ph/content/act-no-3753>

⁵¹ 民事的地位の登録に関する法律 <https://psa.gov.ph/content/act-no-3753> ※WIP 訳

⁵² 原文：divorces

⁵³ 統計庁ヘルプライン>Marriage Certificate Registration and The Two Ways You Can Get a Copy of Your PSA Marriage Certificate
<https://psahelpline.ph/blogs/marriage-certificate-registration-and-the-two-ways-you-can-get-a-copy-of-your-psa-marriage-certificate>

できる。⁵⁴

エ その他

(ア) 婚姻の無効⁵⁵

婚姻の無効事由については家族法第39条・平成28年度先行調査p7-8参照。無効の申立てに関し出訴期限は設けられていない。⁵⁶ また、家族法の要件を満たしていない婚姻等について、誤って受理された場合は、婚姻は無効となる。⁵⁷

婚姻無効の訴訟は最長10年かかることもあり、最も迅速な手続でもフィリピン人労働者の年間収入の約50%以上に相当する訴訟費用が発生するため、貧困家庭では選択肢にならない⁵⁸というメディア報道もある。

なお、家族法に基づき、婚姻の取消も規定がある。法定別居など相対的離婚と呼ばれる制度も存在する。

(イ) 同性婚について

家族法第2条第1号によれば、婚姻は異性同士と規定されている。2020年に最高裁に対する同性婚を認める請願が却下されており⁵⁹、同性婚を求める動きはみられる。

(ウ) 遅延登録について

婚姻の遅延登録について本稿後項「7 身分登録法制」参照。

(エ) 国際結婚における婚姻要件具備証明書

国際結婚を希望する場合に必要な書類（婚姻要件具備証明書等）については本稿後項「8 国際私法について」参照。

(オ) 総合民事登録局 その他

総合民事登録局（Office of the Civil Registrar General）は、婚姻挙行官（Solemnizing Officers）の挙行執行権の登録と、「挙行執行権登録証明書（CRASM）」の発行の義務を担っている。CRASMとは、婚姻挙行官に適用される書類である。

同登録局はフィリピンの婚姻挙行官のリポジトリを管理⁶⁰するために、婚姻挙行官

⁵⁴ フィリピン統計庁（PSA）ウェブサイト>婚姻証明書 <https://psa.gov.ph/marriage-certificate>

⁵⁵ 平成28年度先行調査、p7-8

⁵⁶ 平成28年度先行調査、p7-8

⁵⁷ フィリピン法律事務所 Respicio&Co の解説 “Affidavit of Solemnizing Officer Philippines”

<https://www.lawyer-philippines.com/articles/affidavit-of-solemnizing-officer-philippines>

⁵⁸ 地元メディア「The Week」記事（2019年4月9日投稿）：“Countries where divorce is illegal”

<https://theweek.com/100683/countries-where-divorce-is-illegal>

⁵⁹ Library of Congress “Philippines: Supreme Court Rules on Same-Sex Marriage”（2020年1月24日）

<https://www.loc.gov/item/global-legal-monitor/2020-01-24/philippines-supreme-court-rules-on-same-sex-marriage/>

⁶⁰ 法的根拠：家族法第7条第2号

情報システム（SOIS: Solemnizing Officers Information System）⁶¹と呼ばれるソフトウェアツールを運用している。⁶²

（2）婚姻証明書等の様式・記載事項について

第3部に婚姻証明書を掲載した。

⁶¹ 婚姻挙行官情報システム：<https://sois.psa.gov.ph/search>

⁶² 同登録局では、このシステムを使用して、婚姻挙行官についての新規申請者の追加、以前の登録の更新、現在の登録者の記録の検証を行っている。このシステムでは、インターネットを利用して、フィリピン国内の全ての地域のオンラインデータを提供しており、その一部には、婚姻挙行官の基本的な登録情報への一般公開が含まれている。なお、婚姻挙行官は、発行された婚姻挙行官証明書（Certificate of Authority to Solemnize Marriage）とは別に、ライセンスの有効性を確認し、婚姻の挙行権限のステータスを追跡することもできる。また、一般市民及び関係機関は、同オンラインサイトにおいて、宗派、ライセンスの有効性、管轄権など、婚姻挙行官のデータを確認できる。

2 離婚法制及び裁判離婚・離婚証明書等の様式・記載事項について

(1) 離婚法制

カトリック教徒が8割以上を占めるフィリピンでは離婚は法律的枠組みでその手段が整備されておらず、絶対離婚は1987年憲法や家族法などの法制上で認められていない。認められているのは法定別居や、婚姻無効・取消手続など特別な状況下で認められる手段に限られる。

参考：配偶者の一方が外国人である場合（後項「8. 国際私法について」も参照）

家族法第26条第2項に基づくと、配偶者の一方が外国人で、当該外国人と正式に外国で離婚した場合には、その外国の裁判所などで下された離婚判決や行政における離婚届に基づく離婚証明などを根拠にして、フィリピンの地方裁判所で海外での離婚判決・離婚証明の承認の申立てを行うことができる。

首都圏タギッグ市に事務所を構える Respicio & Co. 弁護士事務所⁶³へのヒアリング⁶⁴によると、裁判所の手続で海外での離婚を承認する旨の判決を得た上で、市や町の民事登録課に当該判決の内容を婚姻登記簿などに追記してもらい、フィリピン人の元配偶者に対して PSA が独身証明を発行し、民事登録課から婚姻許可証を発行することが可能となっている。

実際に、フィリピン最高裁大法廷が2024年9月20日付けで外国での離婚のフィリピン国内における認知について、「外国裁判所による離婚判決にのみに制限しない。」という見解を示した。つまり、配偶者間の合意に基づく協議離婚に基づく離婚届などもフィリピン国内における裁判手続を経て承認されるべきことを意味している。⁶⁵

上記の弁護士事務所でのヒアリング（2025年3月13日実施）によると、以前はこの海外での離婚証明の承認裁判でもう一方の外国人（日本人）の配偶者による出頭が必要とされていた時期もあるが、最近ではもう一方の配偶者の出頭は求められておらず、離婚の承認の申立人が裁判の審理に出廷するだけで良いという。このように外国で認められた離婚証明に関するフィリピンの承認裁判でもこの5～6年で更に条件が緩和されてきているという。ただし、同弁護士事務所によると、この離婚承認裁判手続には1～2年の年月がかかるほか、日本円にして100万円以上というフィリピン人の一般的な年収を超える費用もかかるため、一般のフィリピン人が十分に利用できない制度となっているという。

⁶³ Respicio & Co. 弁護士事務所 <https://www.respicio.ph/>

⁶⁴ 2025年3月13日に現地調査担当者が実施

⁶⁵ <https://sc.judiciary.gov.ph/sc-recognition-of-divorce-not-limited-to-those-decreed-by-foreign-courts/#:~:text=As%20long%20as%20the%20divorce,remains%20bound%20by%20the%20marriage.>

ア 平成28年度先行調査以降の改正動向

「1 (1) 婚姻法制」で前述のとおり、家族法に関連する法改正動向はない。ただし、調査時点⁶⁶で絶対離婚に関する法案審議が行われているため、次項で後述する。

イ フィリピンにおける離婚について

(ア) 法定別居

フィリピンにおいては家族法により、離婚が認められていない。先行文献によれば、「協議離婚どころか、裁判所が離婚判決を下すことさえない。⁶⁷」とされている。これは、フィリピンの全人口の約80%が離婚を禁ずるカトリック教徒であることに起因している。⁶⁸

家族法第55条では、法定別居の規定が存在する。「『法定別居 (regal separation)』とは俗に、『ベッドと食卓を別にすること』と呼ばれ、婚姻関係を残しつつ別居を認める制度⁶⁹」である。

法定別居に関する要件及び効果 (家族法第55条、第56条、第63条、第64条) については平成28年度先行調査 p10-11 参照。

(イ) 絶対離婚について

メディア記事によれば、「離婚が違法である国は、世界中で、フィリピンとバチカン市国の二か国のみ」であるという。^{70 71 72}

ただし、フィリピン議会では、絶対的離婚を合法化する試みが何度か行われており、⁷³ 2024年5月の報道によれば、下院が離婚合法化法案の最終審議を承認するに至っている。^{74 75} この法案は、「結婚解消の代替手段として絶対離婚を復活させる法案 (An Act reinstating absolute divorce as an alternative mode for the dissolution of marriage)」と称されている。また、上院議会でも2023年9月18日にリサ・ホンティベロス議員やラフィー・トゥルフオ議員、アイミー・マルコス議員などの有力議員らが共同で同じ

⁶⁶ 2024年12月

⁶⁷ 奥田 (2021年)、p123

⁶⁸ 地元メディア記事 (2024年9月21日投稿) : <https://www.abc.net.au/news/2024-09-21/why-filipinos-are-campaigning-to-legalise-divorce/104331936>

⁶⁹ 平成28年度先行調査、p10

⁷⁰ 地元メディア「DW」記事 (2024年10月11日投稿) : <https://www.dw.com/en/is-divorce-coming-to-the-philippines/a-70469717>

⁷¹ 地元メディア記事 (2019年4月9日投稿) : <https://theweek.com/100683/countries-where-divorce-is-illegal>

⁷² 地元メディア「The Atlantic」記事 (2015年6月25日投稿) : “Ending a Marriage in the Only Country That Bans Divorce”

<https://www.theatlantic.com/international/archive/2015/06/divorce-philippines-annulment/396449/>

⁷³

https://www.forumzfd.de/system/files/document/Peace_Lens_9_Sharia%20Justice%20System%20in%20the%20B-angsamoro_Summary_forumZFD_AlQalam_BftW.pdf

⁷⁴ 地元メディア「Manila Standard」記事 (2024年5月22日投稿) : “House okays on final reading bill legalizing divorce” https://manilastandard.net/?p=314449877#google_vignette

⁷⁵ 地元メディア「DW」記事 (2024年11月10日投稿) : “Is divorce coming to the Philippines?” <https://www.dw.com/en/is-divorce-coming-to-the-philippines/a-70469717>

第2部 調査結果

第2部第2章 現行身分制度及び各種証明書の様式等に関する調査

2 離婚法制及び裁判離婚・離婚証明書等の様式・記載事項について

く絶対離婚を合法化する上院法案 2443 号を提出した。さらに、下院で承認された離婚合法化法案は 2024 年 6 月 10 日付けで上院に送られた。⁷⁶ しかし、下院で承認された離婚合法化法案だったが、上院議会での審議は進まず、2025 年 2 月に議会が休会入りし、2025 年 6 月に再開される 1 か月弱の第 19 回議会の最終審議日程での議会の通過が見通せない状況となっている。⁷⁷

なお、下院議会で承認された離婚合法化法案では、離婚が認められる条件の中に一方の配偶者による不義や家庭内暴力が含まれたことが特筆されている。⁷⁸ このように離婚合法化法案の成立を求める声が高まっている背景として、女性に対する人権保護意識の高まりと女性の社会進出が挙げられる。⁷⁹

ウ 法定別居の手続

家族法第 55 条各号のいずれかに該当する原因がある場合には、法定別居の訴えを提起することができる（家族法第 55 条本文）。平成 28 年度先行調査 p10-11 参照。

エ その他

(ア) 婚姻要件具備証明書

海外（フィリピン国外）において、離婚歴のある又は婚姻解消したフィリピン国籍者が再婚を希望する場合にも、初婚時と同様、婚姻要件具備証明書（LCCM）の取得が必要である。この LCCM の取得時の問題については「8 国際私法について」に記載する。

(イ) 近年の事例

【最高裁大法廷が、離婚承認を外国裁判所による判決に限定せず、行政手続による協議離婚などもフィリピン国内で承認することを判決で認める⁸⁰】

【概要】最高裁：離婚の承認は外国裁判所の判決に限定されない（2024 年 9 月 20 日）⁸¹

最高裁は、外国での離婚がフィリピンで承認されるために、外国での司法手続を必要としないとの判決を下した。

最高裁判所大法廷は、ジャパー・B・ディマアンパオ（Japar B. Dimaampao）判事による判決で、フィリピン裁判所は、司法又は行政手続あるいは相互の合意によるものかどうかに関わらず、外国で成立した離婚を承認することができるという判決を下した。

⁷⁶ <https://www.philstar.com/headlines/2024/06/12/2362329/house-transmits-approved-divorce-bill-senate>

⁷⁷ 調査時点（2025 年 3 月）

⁷⁸ <https://www.philstar.com/headlines/2024/06/12/2362329/house-transmits-approved-divorce-bill-senate>

⁷⁹ 日本貿易振興機構ビジネス短信—ジェトロの海外ニュース：2020 年 3 月 3 日付け

「離婚合法化のための家族法改正法案が提出、女性の人権保護、社会進出が背景に（フィリピン）」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/e0bbf3c5102df8dc.html>

⁸⁰ 2024 年 9 月 20 日付け（最高裁判所広報室）

<https://sc.judiciary.gov.ph/sc-recognition-of-divorce-not-limited-to-those-decreed-by-foreign-courts/>

⁸¹ G.R. No.249238 (Republic v. Ng)の判決全文（2024 年 2 月 27 日付け）<https://sc.judiciary.gov.ph/249238-republic-of-the-philippines-vs-ruby-cuevas-ng-a-k-a-ruby-ng-sono/>

フィリピン国籍の女性（以下、ナン氏）は2004年に日本人である男性S氏とケソン市で結婚した。その後、日本に移住した。関係が悪化した後、2人は日本で「協議離婚」の手続きを行い、その証拠として在フィリピン日本大使館が発行した離婚証明書がある。

ナン氏は地方裁判所（RTC）に外国での離婚の法的承認と再婚の資格認定を求める申立てを行い、地方裁判所はこれを認めた。最高裁判所での審理で、検事総長室（OSG）⁸²は、フィリピンで承認されるのは裁判所が発行した外国での離婚判決のみであると主張し、地方裁判所の判決を争った。このケースでは、外国での離婚は単なる合意（協議離婚）によるものだった。

最高裁はナン氏の主張を認める判決を下した。以前に外国人と結婚していたフィリピン人は、家族法第26条第2項に基づき、外国での離婚を司法的に承認するよう求めることができる。最高裁は、離婚の種類は行政手続によるものか司法手続によるものかは問題ではないと判断した。外国人の配偶者の本国法の下で有効な離婚であれば、フィリピン人配偶者もフィリピンでその離婚が有効となる。

最高裁は、第26条第2項の目的は、外国籍の配偶者が再婚できる一方、フィリピン人の配偶者が婚姻関係に縛られたままの状態になるという事態を防ぐことにあると強調した。

ナン氏のケースでは、彼女は日本の国内法では協議離婚又は裁判離婚が認められていると主張している。

しかし、ナン氏はRTCでの裁判において、離婚に関する日本の法律の認証謄本を提出していなかった。改正証拠規則第132条第24項及び第25項によると、外国の公文書は、公式出版物または適法な管理者が証明した写しによって立証されなければならない。

最高裁は、裁判所管理局（OCA）通達第157-2022-A号に基づき、OCAがまとめた外国の離婚法は裁判所が予備的に参照するものにすぎず、改正証拠規則の要件を免除するものではないと明確にした。

このため、最高裁はナン氏がRTCに離婚関連法の存在を証明できる証拠の提出を可能にするため、本事案をRTCに差し戻した。

（2）離婚証明書等の様式・記載事項について

該当書類なし。

⁸² The Office of the Solicitor General (OSG)、訳出はJICA訳を参照した。

参考：JICA資料（2013年9月）<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12153649.pdf>、ix頁

3 実親子関係法制（認知制度を含む。）及び親子関係証明書・出生証明書・認知証明書等の様式・記載事項について

（1）実親子関係法制（認知制度を含む。）

フィリピンの実親子関係法制としては、家族法があり、認知制度も含めて定められている。この法律の第6編に「親子関係」というタイトルで実親子関係に関する法制が規定されている。

ア 平成28年度先行調査以降の改正動向

「1（1）婚姻法制」で前述のとおり、家族法に関連する法改正の更新情報が確認できなかった。また、共同親権に関する部分についても法改正情報が確認できない。なお、調査時点⁸³で次項の法案審議が行われている。

イ 生殖補助医療と実親子関係

生殖補助技術及び代理出産手順の実施と規制の枠組みの規定と、これに割り当てる資金に関する法律（Bill an Act providing for the framework for the conduct and regulation of assisted reproductive technology (art) and surrogacy procedures, and appropriating funds therefor）が、下院法案番号 8301（House Bill No. 8301）として、2023年5月の第19回議会において提出されたが、本調査実施時点で審議中である。⁸⁴

ウ 家族法176条改正施行規則の改正（2004年共和国法第9255号）（2023年）⁸⁵ **Amendment of Rules and Regulations Governing the Implementation of Republic Act No.9255, Family Code of the Philippines**

2023年6月、フィリピン家族法の施行規則が行政命令改正され、2004年共和国法第9255号（「非嫡出子が父の姓を使用することを可能にする法律」）により改正されていた家族法第176条が、家族法が施行された1988年まで遡及適用されるようになった。

フィリピンの家族法第176条は、施行当時には非嫡出子は母の姓を名乗ることとしており、非嫡出子が父の姓を名乗ることができるようにする法的な枠組みが存在していなかった。2004年共和国法第9255号により同条は改正され、父との親子関係が証明されるなど一定の条件を満たした非嫡出子が父の姓を名乗ることが可能になり、これにより姓を変更して登録することが可能となった。この法の目的の実現のために、施行規則は行政命令⁸⁶により2016年にも改正されていたが、同条の手続が適用されるのは、2004年の共和国法第9255号の施行以降に国内外で出生したフィリピン人（登録済・未登録を問わない。）であった。

2023年6月、この規定を家族法が施行された1988年から改正法の施行（2004年）ま

⁸³ 2024年12月時点

⁸⁴ <https://issuances-library.senate.gov.ph/bills/house-bill-no-8301-19th-congress>

⁸⁵ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/97289>

⁸⁶ Administrative Order No. 1, series of 2016

第2部第2章 現行身分制度及び各種証明書の様式等に関する調査
 3 実親子関係法制（認知制度を含む。）及び親子関係証明書・出生証明書・認知証明書等の様式・記載事項について

でに出生したフィリピン人にも遡及適用することを定めた行政命令⁸⁷が発令された。これにより、未登録の出生、母の姓を使用して登録済の出生についても、父の姓に改めることが可能となった。

エ 出生登録簿

民事的地位の登録に関する法律第5条によれば、「出生登録は、出産に立ち会った医師又は助産師からの申告に基づき地方民事登録課で記録されるのが原則であるが、これらの者が存しない場合には、父母のいずれかの申告があれば足りる。⁸⁸」とされている。地方民事登録課では出生登録簿を所有・管理しており、遅延登録も含めて出生証明書が提出された時系列順に出生の事実が順番に出生登録簿に記載される。

なお、申告する内容としては、以下の事実を証明するものとする。

（民事的地位の登録に関する法律第5条）抜粋⁸⁹

- (a) 出生の日時
- (b) 乳児の性別及び国籍
- (c) 両親又は父が不明の場合は母のみの名前、国籍及び宗教
- (d) 両親の身分
- (e) 乳児の出生地
- (f) その他、規則で発行が求められるデータ

（中略）

また、嫡出でない子の場合、出生証明書は、その子の両親、又は父が拒否した場合は母のみが署名し宣誓しなければならない。後者の場合、子の認知を拒否した父の名前を文書に記載又は公開したり、その父を特定できる情報を文書に記載したりすることは許されない。（以下略）

オ 法定の後見機関

家族法や子ども・若者福祉法（大統領布告令 603 号）、及び裁判法（規則 92～97）と家庭裁判所法（共和国法 8369 号）に基づき、子が 18 歳未満でその親や祖父母、親戚などによる養育を受けられない場合には、家庭裁判所への申請を通じて、「ひとり法定後見人」（Solo Legal Guardianship）を親族以外から任命することができる。

18 歳未満の未成年者の法定後見人を任命する権限は家庭裁判所に付与されているが、地域によっては子が住む地区の地方裁判所に管轄権が認められる場合もある。このひとり法定後見人が任命されると、後見人本人は①養育の義務②資産管理③裁判所への定期報告④資産処分の制限⑤信託義務などを負うことになる。

⁸⁷ Administrative Order No. 1, series of 2023

⁸⁸ 木村三男（監修）、篠崎哲夫（編集）、竹澤雅二郎（編集）、野崎昌利（編集）『全訂新版 渉外戸籍のための各国法律と要件 V』（日本加除出版、2017）>137 フィリピン、p422

⁸⁹ <https://psa.gov.ph/content/act-no-3753> 第5条

第2部 調査結果

第2部第2章 現行身分制度及び各種証明書の様式等に関する調査

3 実親子関係法制（認知制度を含む。）及び親子関係証明書・出生証明書・認知証明書等の様式・記載事項について

このひとり法定後見人は養育する被後見人の子が成人に達した時や裁判所命令、子の養子縁組や後見人の死亡などにより後見人としての権限を失うこととされている。このひとり後見人が任命された後であっても、対象となる子の福祉を最優先するために、家庭裁判所や地方裁判所が社会福祉開発省⁹⁰（Department of Social Welfare and Development）の関与を求めて、同省職員による家庭訪問を実施させたり、適切な養育環境の整備などを勧告させることが認められている。⁹¹

(2) 実親子関係証明書・出生証明書・認知証明書等の様式・記載事項について

出生証明書を第3部に掲載した。なお、実親子関係証明と認知証明については、出生証明書裏面にある、“Affidavit Of Acknowledgement/Admission of Paternity”が兼ねている。

⁹⁰ <https://www.dswd.gov.ph/>

⁹¹ <https://www.respicio.ph/commentaries/filing-for-sole-legal-guardianship-in-the-philippines>

4 養子縁組法制及び養子縁組証明書等の様式・記載事項について

(1) 養子縁組法制

フィリピンの養子縁組については以前は、国内養子縁組法（共和国法第 8552 号、1998 年）に準拠していたが、2022 年に国内行政的養子縁組及び代替的児童養護法（共和国法第 11642 号、以下「養子縁組新法」という。）⁹²とその施行規則が施行され、これまでの国内養子縁組法（共和国法第 8552 号、1998 年）など⁹³が廃止された（養子縁組新法第 62 条）。

また、平成 28 年度先行調査以降の法改正として、「仮想⁹⁴出生修正命令法」（共和国法第 11222 号、2019 年）も挙げられる。本項では、これら 2 件について概説する。

ア 平成 28 年度先行調査以降の法改正

(ア) 国内行政的養子縁組及び代替的児童養護法（共和国法第 11642 号）（2022 年）

Domestic Administrative Adoption and Alternative Child Care Act, Republic Act No. 11642⁹⁵ とその施行規則 国内行政的養子縁組及び代替的児童養護法（共和国法第 11642 号）施行規則（2022 年）⁹⁶ **Domestic Administrative Adoption and Alternative Child Care Act, Implementing Rule and Regulations, Republic Act No. 11642**

概要
養子縁組プロセスを再編成（強化）し、国際養子縁組委員会（ICAB）を国家児童養護庁（NACC）に改編することを定め権限を一元化。養子縁組ケースの透明性と説明責任を義務付けることにより、フィリピンにおける代替的養護を強化する。 ⁹⁷

「国内行政的養子縁組及び代替的児童養護法」（共和国法第 11642 号）が 2022 年（令和 4 年）1 月 28 日に施行された。⁹⁸これに伴い、「国内養子縁組法」（共和国法第 8552 号）及び「養子縁組手続の前提条件として『法的に養子縁組可能な児童』を宣言するために社会福祉開発省の認証を要求する法律」（共和国法第 9523 号）の 2 件が廃止され、また「国際養子縁組法」（共和国法 8043 号）、「仮想出生補正命令法」（共和国法第 11222 号）及び「里親法」（共和国法第 10165 号）の 3 件が修正された（養子新法第 62

⁹² 官報原文 <https://www.officialgazette.gov.ph/2022/01/06/republic-act-no-11642/>

⁹³ 養子縁組手続の前提条件として「法的に養子縁組可能な児童」を宣言するために社会福祉開発省の認証を要求する法律（共和国法第 9523 号）（RA9523, 2009 年）も廃止（2022 年養子新法）

⁹⁴ 原文：simulated。「仮想」の訳語については伊藤・望月（2019）、p15-16 を参考にした。

⁹⁵ 官報原文 <https://www.officialgazette.gov.ph/2022/01/06/republic-act-no-11642/>

⁹⁶ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/96120>

⁹⁷ 参考 <https://jur.ph/laws/summary/r-a-no-11642-domestic-administrative-adoption-and-alternative-child-care-act-and-a-m-no-02-6-02-sc-re-rule-on-adoption>

⁹⁸ 伊藤弘子・望月彬史・青木有加（2023）Q&A フィリピンの家事事件の実務～婚姻・離婚・出生・認知・縁組・親権・養育費・死亡・相続・国籍・戸籍・在留資格～、日本加除出版、p190

条)。⁹⁹

国家児童養護庁（National Authority of Child Care : NACC）の実務責任者らへのヒアリング¹⁰⁰によると、養子縁組新法（共和国法第 11642 号）が制定された主たる目的には手続の簡素化や利用者の費用負担の軽減があった。新法以前、養子縁組の手続は司法手続であり、全ての養子縁組には裁判所の介入が必要であり、社会福祉開発省や国際養子縁組評議会（ICAB）、裁判所といった複数の機関が関与する非常に複雑な手続が必要であった。また、司法手続であることなどから、養親・里親にかかる費用負担が重く、完了までに長い時間を要するという課題があった。このため正規の手続を踏まない違法な手続、例えば出生届を偽装（仮想出生）したり、子どもを密かに養親希望者や第三者に引渡したり、売り渡す事例が多発した。近年ではデジタル化の進行でフェイスブックなどの SNS を通じた乳児の売買も増加した。¹⁰¹ このような違法行為を防ぎ、合法的な養子縁組の仕組みを利用しやすくすることが、新法の大きな目的であった。

養子縁組新法により、旧法では司法手続であった養子縁組の手続は行政手続に変更され、司法の介入が一切不要になった。養子に適した子の特定から出生届の修正に至るまで、全ての手続は行政手続として実施が可能になった。所管官庁を国家児童養護庁に一元化することで養子縁組に関する行政手続が迅速に行えるようになった。また、支援が必要な子どもに対しても永久的かつ代替的なケアを十分に合理的な時間的枠組みで決定することができるようになり、養護が必要な子どもへの支援やケアが迅速に提供が可能になった点も利点として実務者から評価されている。同新法では「ポストケア&モニタリング・プログラム」と呼ばれる養子縁組を仲介した子どもたちに対する追加支援も実施しており（養子縁組後 1 年間）、生物学的親や親戚に関する情報提供やその後の養親との生活に関するモニタリング、元のコミュニティや友人たちとの交流などを促進させるなどの支援も行うことで、養子縁組した養親子の生活に対するトータルなケアも行っている。

⁹⁹ 伊藤・望月・青木（2023）、p190

¹⁰⁰ 2025 年 3 月 20 日、現地調査担当者がウェブ面談で実施。

「養子縁組及び代替的児童養護運営サービス（Adoption and Alternative Child Care Operation Service）」の 4 部門の実務責任者らが参加した。

- ・国内養子縁組部（Domestic Adoption Division）
- ・海外養子縁組部（Inter-Country Adoption Division）
- ・代替的児童養護部（Alternative Child Care Division）
- ・政策・企画開発部（Policy&Plans Development Division）

¹⁰¹ 実務責任者らへのヒアリングによる

(アー1) 養子新法第62条に基づき廃止される規定

【廃止】国内養子縁組法 (The Domestic Adoption Act of 1998, Republic Act No.8552)

102

【廃止】養子縁組手続の前提条件として「法的に養子縁組可能な児童」を宣言するために社会福祉開発省の認証を要求する法律 (An act requiring the certification of the department of social welfare and development to declare a “child legally available for adoption” as a prerequisite for adoption proceedings, Republic Act No. 9523, 2009) 103

(アー2) 養子新法第62条に基づき修正

- ・国際養子縁組法 (The Inter-Country Adoption Act of 1995, Republic Act No.8043) 104
- ・仮想出生補正命令法 (Simulated Birth Rectification Act, Republic Act No. 11222, 2019) 105
- ・里親法 (The Foster Care Act of 2012, Republic Act No.10165) 106

上記のNACCへのヒアリング(2025年3月20日実施)によると、養子縁組新法第62条に基づき修正される3つの法律については、NACCが管轄する一元的な行政手続になるよう修正された以外は、法律の大筋はそのまま、ほぼ変わることなく運用されているという。

a 国際養子縁組法 (The Inter-Country Adoption Act of 1995, Republic Act No.8043) 107の改正

【2022年養子縁組新法と1995年国際養子縁組法の関係】108

上記(アー2)で述べたとおり、1995年国際養子縁組法は、所管官庁以外は修正されていない。2022年養子縁組新法の本文は、1995年国際養子縁組法の施行規則及びその手順書と業務指示書が、非互換性がない限り、引き続き適用されることも定められている。

主たる変更点は国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関するハーグ条約(ハーグ国際養子縁組条約、1993年)などに基づいて制定された1995年国際養子縁組法により設立された専任管轄機関の国際養子縁組評議会(ICAB)が、2022年養子縁組新法により新たに設立された国家児童養護庁に組み込まれたことが変更点とな

102 <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/3966>

103 <https://www.officialgazette.gov.ph/2009/03/12/republic-act-no-9523/>

104 <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/3801>

105 https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2019/ra_11222_2019.html

106 <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/37686>

107 <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/3801>

108 <https://www.dlsu.edu.ph/wp-content/uploads/pdf/law/primer/intercountry-adoption-primer.pdf>

国際養子縁組入門(共和国法第8043号とその施行規則)、
デラサール大学法学部(School of Law, De La Salle University)発行、p4(最終アクセス:2025年2月2日)

っている。(2022年養子縁組新法の施行規則¹⁰⁹第82条)。

つまり、2022年養子縁組新法は、1995年国際養子縁組法の規定のうち、2022年養子縁組新法と矛盾するものがないものは、継続して適用され、有効であるとみなされる(2022年養子縁組新法第62条)。

b 仮想出生修正命令法 (Simulated Birth Rectification Act, Republic Act NO. 11222, 2019) (共和国法第11222号、2019年) ^{110 111}

養子縁組新法(2022年)の施行に伴い、本法の管轄機関に関する条項のみが修正されたとみなされる(養子縁組新法第62条)。¹¹² 仮想出生修正命令法(2019)の内容は後述する。

c 里親法 (The Foster Care Act of 2012, Republic Act No.10165) ¹¹³

上記のヒアリング(2025年3月20日実施)から、里親法についても同様に、専任管轄機関が社会福祉開発省から国家児童養護庁に移管されることのみ修正にとどまっており、具体的な資格審査や申請手続などに関するほぼ全ての条項はそのまま変更されることなく有効とされている。

(イ) 仮想出生修正命令法 (Simulated Birth Rectification Act, Republic Act NO. 11222, 2019) (共和国法第11222号、2019年) ^{114 115}及び施行規則 (IRR of 11222) ¹¹⁶

【仮想出生修正命令法(共和国法第11222号、2019年)の内容】

仮想出生(Simulated Birth)とは、生物学的母ではない養母の実の子として出生届が偽装される行為を意味する。仮想出生修正命令法は10年間の時限的措置として、過去に出生届を偽装した親や関係者に対して、期限までに修正を申し出た場合には罰則なく正しい情報に修正し、適法な養親として認めることを定めた法律である。

同法は、法律の発効前に子が最低3年間養親と暮らしていたことを条件に、よりシンプルで費用のかからない行政上の養子縁組手続を規定している(同法第2項(d))。同法には、以下のような特徴がある。

<p>恩赦：人身取引防止法に違反して子の出生記録を偽造した人々に対して、刑事、民事、行政上の責任を免除する。</p> <p>出生記録の修正：偽造された出生記録を正し、子の法的な親子関係を確立する。</p>
--

¹⁰⁹ <https://www.nacc.gov.ph/wp-content/uploads/2022/10/IRR-RA-11642-SIGNED-COPY-with-footnote.pdf> (最終アクセス：2025年2月2日)

¹¹⁰ https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2019/ra_11222_2019.html

¹¹¹ <https://manilastandard.net/?p=335630&form=MG0AV3>

¹¹² 官報原文 <https://www.officialgazette.gov.ph/2022/01/06/republic-act-no-11642/> 第62条

¹¹³ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/37686>

¹¹⁴ https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2019/ra_11222_2019.html

¹¹⁵ <https://manilastandard.net/?p=335630&form=MG0AV3>

¹¹⁶ <https://www.nacc.gov.ph/wp-content/uploads/2023/08/IRR-of-RA-11222.pdf>

簡略化された手続：子が3年以上その家庭で育てられている場合、簡易で安価な手続で養子縁組を行うことができる。

法的保護：偽造された出生記録の修正を行うことで、子が法的に認められた養子としての権利を享受する。

公的認知：偽造された出生記録を修正することで、子とその養親の関係が公式に認められる。

公教育：偽造された出生記録の修正に関する情報を公に提供し、その利点を広める。

フィリピンでは海外へ長期にわたり出稼ぎに行く個人や夫婦が多く、自分が生んだ子どもの養護を最初から兄弟や親戚、祖父母などに任せるケースがみられるほか、子どものいない夫婦や経済的に余裕のある夫婦が子どもの多い兄弟や親戚から子どもを養子として迎えるケースも多く、手軽な手法として出生届を偽装するケースも従来から多いと言われている。このような形で出生届が偽装された場合、実親の情報が公的書類からたどることができないことなどの問題も生じる。そのような親戚間における子どもの養育を巡る出生届の偽装については是正することが必要という議論が高まった。

同時に、貧富の格差の大きいフィリピンにおいて、出生届を偽装し、生物学的な母ではなく、親戚以外の養母の実子として登録される例も多く発生していることが従来より確認されており、刑法により厳しい罰則などが科されていることから、罰則を恐れた養親が親子関係を偽装したまま生活を続ける傾向があり、子の権利の侵害問題などの弊害についての議論も高まって来たことから、是正すべきとの見解が強まったため、2019年に同法が制定された。

上記の国家児童養護庁へのヒアリング（2025年3月20日実施）によると、2029年までの10年間の時限的措置であるため、期間が過ぎれば従来通り出生届の偽装は罪に問われることになっているという。そのため国家児童養護庁も現在、積極的な広報に務めており、同法に基づいた出生届の修正を早急に行うよう国民に呼びかけている。

(ウ) その他の近年の法令動向（養子縁組制度関連）

上記以外に、養子縁組制度に関連する近年の法令動向を挙げる。

a 拡大人身取引防止法（共和国法第 9208 号改正）（共和国法 11862 号、2022 年）^{117 118}（Expanded Anti-Trafficking in Persons Act of 2022, Republic Act No. 11862）及び施行規則（2022 年）¹¹⁹（The 2022 Revised Rules and Regulations Implementing Republic Act No. 9208, as amended¹²⁰）

人身取引防止法（共和国法第 9208 号、2003 年¹²¹）が改正され、拡大人身取引防止法（共和国法第 11862 号）として制定された。

以下の趣旨で違法な養子縁組を明確化し、厳罰規定が追加された。

- ・「人身売買（Trafficking in Persons）」定義を追加：搾取（性的搾取、強制労働、兵隊等）を目的とした、養子縁組等を人身売買とみなす。（第 3 条、第 4 条（g））
- ・養子縁組の名目で子を移民労働者として海外に送ることも、人身売買の一形態として処罰対象とする。（第 4 条（m））
- ・違法な養子縁組に関与した者への厳罰規定（第 10 条）

b 親の有効性サービスプログラム法（共和国法第 11908 号、2022 年）（The Parent Effectiveness Service Program Act 2022）¹²² と施行規則（2023 年）¹²³

父、母と親の代替者（parent-substitutes）が親としての義務と責任を果たして子の最適な成長と発達を確実にするための子育てに関する知識とスキルを提供及び拡大することを目的とする（施行規則第 4 条）。

対象として、親の有効性サービスプログラム（The Parent Effectiveness Service (PES) Program）は、主に子の父と母及び子に対する直接の養育、監護及び親権を持つ親代わりの人を挙げており、その内訳は以下のとおり。

（施行規則第 3 章第 5 条）

- a. 実父母 - 子の父と母。
- b. 裁判所、社会福祉開発省（DSWD）、又は国家児童養護庁（NACC）から養子縁組の身分／命令を受けた養親。
- c. 親代わりとなる人には以下が含まれる。
 - i. DSWD 又は NACC から里親ライセンスが発行された里親。
 - ii. 適切な裁判所命令を受けた法定後見人。

¹¹⁷ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/95641>

¹¹⁸ <https://pcw.gov.ph/republic-act-11862-expanded-anti-trafficking-in-persons-act-of-2022/>

¹¹⁹ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/96788>

¹²⁰ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/96788>

¹²¹ Anti-Trafficking in Persons Act of 2003 (Republic Act No. 9208)
https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2003/ra_9208_2003.html

¹²² https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2022/ra_11908_2022.html

¹²³ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/97429>

- iii. 関係する DSWD 現地事務所又は社会福祉開発 (SWAD) 事務所から認定を受けた代理親。
- iv. 関係する DSWD 現地事務所又は社会福祉開発 (SWAD) 事務所から認定を受けた介護者。

c 新フィリピンパスポート法 (共和国法第 11983 号、2024 年) (New Philippine Passport Act, REPUBLIC ACT NO. 11983, 2024) ¹²⁴

旧法 (フィリピンパスポート法、共和国法第 8239 号、1996 年) を廃止し、新しいパスポート法を制定する法律。フィリピンのパスポートを国際基準に合わせ、パスポートのセキュリティを強化。また、パスポートの申請と発行プロセスを合理化する目的で制定された。フィリピン国籍で、2022 年養子縁組新法 (共和国法第 11642 号) に基づく養子となる予定の子である場合、「養子縁組が法的に可能な子であることを宣言する証明書」があれば、パスポートの発行が受けられる (第 5 条(h))。

d 孤児認定及び保護法 (共和国法第 11767 号、2022 年) (Foundling Recognition and Protection Act, REPUBLIC ACT NO. 11767, May 06, 2022) ¹²⁵ 及びその施行規則 (2022 年) ¹²⁶ (Foundling Recognition and Protection Act, Implementing Rules and Regulations, Republic Act No. 11767)

無国籍の子や孤児などの、子の最善の利益を擁護する目的で制定。無国籍状態をなくし防止するという国際法、条約、国内法等の主旨を認識し、両親が不明の子を保護し、地位を保証する。また、国は、孤児に支援サービスが提供され、その福祉に反する行為が処罰されることを確保するための措置を講じる。

- ・ 孤児の実親又は法定後見人 (The biological parent/s or legal guardian) は、親権の回復及び子に対する親権の回復を求めて、NACC に申し立てることができる (法第 12 条)。
- ・ 孤児の保護と福祉に関する国家サービスは、(代替的養育に関する全ての権限と機能を実施する単一機関の目的のため) NACC の管轄下に置かれる。

(2) 養子縁組新法 (2022) における変更

ア 組織上の変更 : NACC の設立について

(ア) 国家児童養護庁 (National Authority for Child Care : NACC) ¹²⁷

2022 年以前、国際養子縁組法 (1995 年、共和国法第 8043 号) ¹²⁸に基づいて設立された国際養子縁組委員会 (以下「ICAB」という。) が、フィリピンの子の国際養子縁

¹²⁴ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/97060>

¹²⁵ https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2022/ra_11767_2022.html

¹²⁶ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/96093>

¹²⁷ <https://www.nacc.gov.ph/background-of-icab/>

¹²⁸ Republic Act No. 8043 (RA 8043), the Inter-Country Adoption Act of 1995

組に関する事項の中央機関として、また、同法の規定を実行するための政策立案機関として機能していた。

2022年制定の国内行政的養子縁組及び代替的児童養護法（Domestic Administrative Adoption and Alternative Child Care Act, Republic Act No. 11642、以下「2022年養子縁組新法」という。）により、ICABは社会福祉開発省（Department of Social Welfare and Development：以下「DSWD」という。）に付属する国家児童養護庁（以下「NACC」という。）の部署として、代替児童養育に関するワンストップ準司法機関に再編された。同法に基づき、ICAB、DSWD並びに代替児童養育と養子縁組に関連するほかの政府機関の全ての義務、機能及び責任についてもNACCに移管された。¹²⁹

(イ) NACCの管轄権¹³⁰（2022年養子縁組新法第6条）

NACCは、法的に養子縁組の対象となる子の認定、国内行政養子縁組、「里親法（Foster Care Act）」（共和国法第10165号、2012年）に基づく里親養育、「仮想出生補正命令法（Simulated Birth Rectification Act）」（共和国法第11222号、2019年）に基づく養子縁組及び国際養子縁組法に基づく国際養子縁組など、代替児童養育に関する全ての事項について、独自の排他的管轄権を持つ。

また、国内行政的養子縁組及び代替的児童養護法及びその施行規則（Implementing Rules and Regulations、IRR）に違反した場合に罰金を科す権限も有している。

(ウ) NACCの構成¹³¹（2022年養子縁組新法第7条）

NACCは、評議会と事務局で構成されている。評議会は、DSWD長官が職権上の議長を務め、ほかの6名のメンバーで構成される。評議会のメンバーは、精神科医又は心理学者1名、地方裁判所（Regional Trial Court）判事の資格を少なくとも有する弁護士2名、登録ソーシャル・ワーカー1名、及び児童養護又は児童養育活動に従事するNGOの代表2名である。

事務局は、代替的養護に関する政策を実施遂行する。事務局長は次官の階級の事務局長であり、サービス担当副局長1名と管理及び財務担当副局長1名の計2名の副局長が補佐する。事務局は、児童精神科医又は心理学者、医師、弁護士、養子縁組ソーシャル・ワーカー、児童福祉に従事するNGOの代表者及びその他の専門家で構成される児童養育委員会（Child Placement Committee：CPC）の支援を受け、外国の養子縁組機関のマッチング、認定、地方代替的児童擁護局¹³²（Regional Alternative Child Care Office：RACCO）レベルでの請願の拒否に関連する利害関係者による異議申立ての解決及び養子縁組請願に関する児童養育委員会の勧告の検討を行う。

¹²⁹ <https://www.nacc.gov.ph/background-of-icab/>

¹³⁰ <https://www.nacc.gov.ph/background-of-icab/>

¹³¹ <https://www.nacc.gov.ph/background-of-icab/>

¹³² <https://issuances-library.senate.gov.ph/subject/regional-alternative-child-care-office-racco>

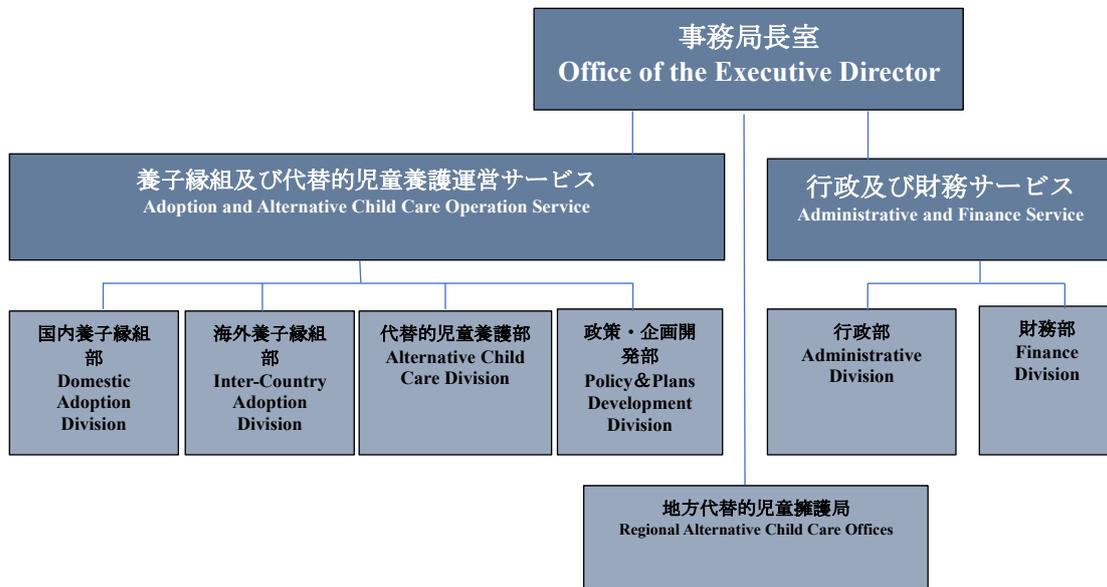


図 NACC の組織図¹³³

(エ) NACC の機能¹³⁴ (2022 年養子縁組新法第 8 条)

NACC は、申請書の受付及び養子縁組が法的に可能であることを宣言する証明書 (Certification Declaring a Child Legally Available for Adoption : CDCLAA) の発行を含む代替児童養育に関わるその他の全ての問題並びに国内及び国際養子縁組、里親養育、親族養育、家族のような養育又は施設養育のプロセスが、単純で迅速かつ安価であり、関係する子の最善の利益につながることを保証する機能を持つ。

(オ) 地域代替的児童擁護局の機能¹³⁵ (2022 年養子縁組新法第 9 条)

NACC には、地域代替児童養育役員が率いる地域代替的児童擁護局 (RACCO) と呼ばれる全国各地の支部組織を抱える。RACCO の任務は、CDCLAA 及び養子縁組の地方申請、里親養育の申請並びに代替配置と児童の福祉に関するその他の要求の受理システムが適切に機能するようにすることである。各 RACCO には、地域代替児童養育役員が監督する地域児童養育委員会 (Regional Child Placement Committee : RCPC) が置かれる。この委員会は、児童精神科医又は心理学者、医師、フィリピン弁護士会会員、養子縁組ソーシャル・ワーカー、児童福祉に携わる NGO の代表者を含む多分野にわたるグループで構成される。

¹³³ <https://www.nacc.gov.ph/organizational-structure/>

¹³⁴ <https://www.nacc.gov.ph/background-of-icab/>

¹³⁵ <https://www.nacc.gov.ph/background-of-icab/>

イ 養子縁組新法が制定されたことに伴う手続上の変更

既に上述しているが、養子縁組新法の制定によってこれまで司法手続が核心部分であった養子縁組に関する手続が、行政的な手続だけで完結することになったことが一番大きな変更点である。しかも、その行政的な手続を国家児童養護庁（NACC）が一元的に担うことになり、手続の簡略化が実現した。そして、従来の法律的枠組みでは養子になることを希望する子どもが養子縁組制度の恩恵をすぐに受けることが困難であったために、多くの子どもの福祉が犠牲になってきたことを改善するために必要とされた法整備であった。

手続面でみると、最も重要なステップである「養子縁組が法的に可能であることを宣言する証明書」（Certification Declaring a Child Legally Available for Adoption : CDCLAA）の発行権限が従来の社会福祉開発省の大臣から国家児童養護庁の長官に移行されたことで、また、裁判所決定が不必要になったことで、より短時間で費用がかからず、簡略化された手続で養子縁組が実現できるようになった。

ウ 共同親権

フィリピンは絶対離婚を認めておらず、近時改正があったという情報も得られていないため本稿では割愛する。

（3）養子縁組証明書等の様式・記載事項について

第3部に掲載した。

5 未成年子に対する法定代理権に関する法制及び法定代理権を証する証明書等の様式・記載事項について

(1) 未成年子に対する法定代理権に関する法制

家族法や子ども・若者福祉法（大統領布告令 603 号）及び裁判法（規則 92～97）と家庭裁判所法（共和国法 8369 号）に基づき、子が 18 歳未満でその親や祖父母、親戚などによる養育を受けられない場合には、家庭裁判所への申請を通じて、「ひとり法定後見人」（Solo Legal Guardianship）を親族以外から任命することができる。

18 歳未満の未成年者の法定後見人を任命する権限は家庭裁判所に付与されているが、地域によっては子が住む地区の地方裁判所に管轄権が認められる場合もある。

このひとり法定後見人が任命されると、後見人本人は①養育の義務、②資産管理、③裁判所への定期報告、④資産処分の制限、⑤信託義務などを負うことになる。

このひとり法定後見人は養育する被後見人の子が成人に達した時や裁判所命令、子の養子縁組や後見人の死亡などにより後見人としての権限を失うこととされている。このひとり法定後見人が任命された後であっても、対象となる子の福祉を最優先するために、家庭裁判所や地方裁判所が社会福祉開発省¹³⁶（Department of Social Welfare and Development）の関与を求めて、同省職員による家庭訪問を実施させたり、適切な養育環境の整備などを勧告させることが認められている。¹³⁷

この法定後見人とは別に、養子縁組を通じて未成年者を養い、監督する親族ではない養親を決定することもできる。この場合に介入する政府機関が国家児童養護庁（NACC）となる。

一方、養ってくれる親族や法定後見人、養親を持つことが出来ない誰からも遺棄された子どもについては、児童養護機関や児童保護措置機関などが養育や監督などを行うこともあり、「代替的児童養護」と呼ばれている（養子縁組新法の定義条項を参照）。つまり、これまでの後見機関としてあった社会福祉開発省や児童養護機関、児童保護措置機関などに加えて、国家児童養護庁が新たに法定代理権に関与する機関として加わったことになる。

ア 関連機関

関連機関としては以下が挙げられる。

- ・ 社会福祉開発省¹³⁸（Department of Social Welfare and Development : DSWD）
- ・ 国家児童養護庁（National Authority for Child Care : NACC）
- ・ 家庭裁判所若しくは地方裁判所（Regional Trial Court）
- ・ 民事登録官
- ・ 市又は地方自治体

¹³⁶ <https://www.dswd.gov.ph/>

¹³⁷ <https://www.respicio.ph/commentaries/filing-for-sole-legal-guardianship-in-the-philippines>

¹³⁸ <https://www.dswd.gov.ph/>

第2部 調査結果

第2部第2章 現行身分制度及び各種証明書の様式等に関する調査

5 未成年子に対する法定代理権に関する法制及び法定代理権を証する証明書等の様式・記載事項について

- ・ NACC の支部組織である地方代替的児童擁護局 (Regional Alternative Child Care Office : RACCO)
- ・ 児童養育委員会 (Child Placement Committee : CPC)
- ・ 地域児童養育委員会 (Regional Child Placement Committee : RCPC)
- ・ 児童福祉に従事する NGO
- ・ シャリーア裁判所
- ・ (適切な資格のある) 児童養護機関及び児童保護措置機関

イ 後見機関についての近年の変更点

後見人若しくは後見機関の選任は、裁判所によって決定される。この決定及び命令の記録を、身分登録官(⇒民事登録官)が帳簿に記録として残す(民事的地位の登録に関する法律第4条、施行規則第7条)。¹³⁹

また、後見機関は、養子縁組への同意を要する者として、養子の法的監護権を有する政府機関(国家児童養護庁、地方代替的児童擁護局、地方自治体)(養子縁組新法第13条、第20条並びに第23条)若しくは、適切な資格のある児童養護機関¹⁴⁰及び児童保護措置機関を通じた国家児童養護庁(養子縁組新法第4条及び第13条)と規定されている。

(2) 法定代理権を証する証明書等の様式・記載事項

調査期間中に情報が得られなかった。¹⁴¹

¹³⁹ 木村、篠崎、竹澤、野崎(2017) p458, 462

¹⁴⁰ 社会福祉開発省によって認可され認証を受けた機関で遺棄された子、孤児、ネグレクトされた子、及び任意又は強制的に保護措置対象とされた子のための、24時間体制施設監護サービスを提供するものをいう(養子縁組新法第4条)。

¹⁴¹ 現地調査担当者が2025年2月20日にメールにてフィリピン最高裁判所に法定代理権証明書について依頼を行ったが、調査期間中に回答が得られなかった。<https://sc.judiciary.gov.ph/contact-us/>

6 国籍法制（国籍の取得・離脱法制を含む。）及び国籍証明書等の様式・記載事項について

（1）国籍法制

国籍法関連について、平成28年度先行調査以降の法改正の情報は確認できなかった。本項目では無国籍者の認定について若干記述する。

ア フィリピン国籍の認定

国籍の取得は、出生と帰化に大別される。詳しくは1987年憲法第4章 第1条、第2条、第5条に規定がある（平成28年度先行調査 p19-20 参照）。基本的に出生時に両親のうちいずれか一人がフィリピン国籍であることや、国内法に基づきフィリピンに帰化申請を行い、裁判所によって認定された者がフィリピン国籍者となる。また、2003年に制定された国籍維持及び国籍再取得法（共和国法9225号）に基づき、外国への帰化でフィリピン国籍を一度失ったフィリピン生まれの元フィリピン国籍者に対しても再度、フィリピン国籍を取得し、二重国籍者になることを認めている。

無国籍に関しては、主に2つの国際条約（「無国籍者の地位に関する1954年条約」と「無国籍の削減に関する1961年条約」）があり、フィリピンは、アジア太平洋地域では1954年条約と1961年条約の両方に加入している唯一の国である。^{142 143}

このため、フィリピン政府は無国籍者の認定を行っているが、日本人とフィリピン人のカップルの間に生まれ、無国籍状態になっている子についても、無国籍の認定を行うことが可能となっていると考えられるが、調査期間中に現地当局でのヒアリング情報が得られなかった。¹⁴⁴

イ 関連機関

- ・統計庁
- ・フィリピン法務省¹⁴⁵難民及び無国籍者保護ユニット Refugees and Stateless Persons Protection Unit、RSPPU¹⁴⁶
- ・帰化特別委員会¹⁴⁷（Special Committee on Naturalization：SCN）
- ・外務省¹⁴⁸（フィリピン大使館）

¹⁴² UNHCR ウェブサイト（2024年6月21日記事）<https://www.unhcr.org/jp/59597-pr-240621.html>

¹⁴³ 日本は調査時点（2025年1月）でいずれの条約にも批准していない。

¹⁴⁴ 2025年2月20日に現地調査担当者がフィリピン法務省・難民及び無国籍者保護ユニット（RSPPU）事務所にてヒアリングを申し込んだが、2025年3月25日までに回答が得られなかった。

¹⁴⁵ <https://www.doj.gov.ph/>

¹⁴⁶ <https://www.doj.gov.ph/rsppu.html>

¹⁴⁷ <https://www.osg.gov.ph/page?call=scn>

¹⁴⁸ <https://dfa.gov.ph/>

(ア) フィリピン法務省・難民及び無国籍者保護ユニット (RSPPU) ¹⁴⁹

フィリピンは、1951年の国連難民の地位に関する条約（1967年の議定書を含む。）、1954年の国連無国籍者の地位に関する条約及び1961年の国連無国籍削減条約の締約国である。これらの条約は、国際人権法によって補完されている。そのため、フィリピンは、フィリピンが締約国となっている条約及びその他の関連国際文書の全ての規定を誠実に遵守する法的義務を負っている。

RSPPUの現在の任務は、行政命令第163号（2022年発令）¹⁵⁰の規定に準拠し、関連政府機関の参加と支援を得て、フィリピン政府の懸念対象者（POC）が権利とサービスを利用できるように保護することである。同行政命令に基づき、法務省は関係省庁委員会（IAC）の議長を務め、RSPPUは全体的な事務局として機能している。行政命令第163号は、フィリピン国内の難民、無国籍者及び亡命希望者に対する保護サービスの利用を制度化した。それ以来、RSPPUは、難民、無国籍者及び亡命希望者の保護に関する政府間協定を通じて、ほかの関連政府機関と協力し、POCへの必要な支援及び適切なサービスの提供メカニズムを強化している。

(イ) 帰化特別委員会：SCN¹⁵¹

行政帰化法（2000年制定）に従って、行政手続によるフィリピン国籍取得の請願を管轄する。行政帰化法第6条に従って、SCNのメンバー¹⁵²で構成されている。

SCNの権限は以下のとおり。¹⁵³

- ① 帰化申請を承認、拒否、又は却下する。
- ② 忠誠の宣誓を管理する。
- ③ 帰化証明書を発行する。
- ④ 帰化証明書を取り消す。
- ⑤ 行政帰化法を適切に実施するための規則と規制を公布する。

¹⁴⁹ <https://www.doj.gov.ph/rsppu.html>

¹⁵⁰ Executive Order (EO) No. 163, s. 2022.

¹⁵¹ <https://www.osg.gov.ph/page?call=scn>

¹⁵² メンバーの内訳：①法務長官 - SCN 議長 ②外務長官又はその代理人 - 委員 ③国家安全保障顧問 - 委員

¹⁵³ <https://www.osg.gov.ph/page?call=scn> なお、SCN事務局の機能は以下のとおり。

- ① SCNに提出された全ての書類を受領。
- ② 法律で義務付けられている事項を公表する。
- ③ 申請に関連する処理費及びその他の管理費を受け取る。
- ④ SCNの手続を記録する。
- ⑤ 書類や文書の記録に必要な全ての帳簿を保管及び管理する。
- ⑥ 申請者に対し、申請に関連する事項を伝える。
- ⑦ SCNが要求するその他の機能を実行する。

ウ 原則の国籍取得

フィリピンの市民権法は父母両系血統主義を採る。¹⁵⁴ また、現在は重国籍も認めている。¹⁵⁵

1987年憲法 第4章 市民権¹⁵⁶

第1条 次の各号の一に該当する者は、フィリピン市民とする。

- (1) この憲法の採択の時にフィリピン市民である者
- (2) 父又は母のいずれかがフィリピン市民である者
- (3) 1973年1月17日以前に出生した者で、フィリピン市民であるその者の母が成年に達した時に、フィリピン市民権を選択した者、及び
- (4) 法律に従い帰化した者

エ 無国籍者の扱いと認定

2011年にフィリピン政府が無国籍者条約を批准したことに伴い、2012年に法務省通達第58号（Department of Justice, Department Circular No. 58: DOJ DC No.58）が発付され、2012年にRSPPUが結成された。（DOJ DC No. 58, 第34条）。このDOJ DC No.58が新しく導入された難民・無国籍認定手続を定めている。

また、2014年3月にフィリピンの難民・無国籍者認定手続について現地調査を行った小田川綾音弁護士の報告書¹⁵⁷によると、フィリピンの難民・無国籍認定手続には国連人権理事会（UNHCR）が示す基準が色濃く反映されているという。つまり、家族統合の維持・促進がうたわれ、申請後は退去強制手続が停止され、収容からの釈放に関する規定があるという。また、無国籍認定手続を設置するにあたっては、RSPPUの保護管らが既に無国籍認定手続を持つフランス、スペイン、ハンガリーを訪れてその制度を学び、それぞれの持ち味を吟味してフィリピン流の無国籍認定手続を規定したという。

上記の報告書によると、1998年から2013年までの間に433件の難民認定申請があり、そのうち163件を難民認定し、65件を不認定としている。また、無国籍認定については2013年に1件の申請があり、これを無国籍として認定がなされたという。

なお、2025年2月20日にフィリピン法務省の難民及び無国籍者保護ユニット（RSPPU）の事務所にてヒアリングの申し込みを行った際、係官の話では、「2024年度に500件ほどの申請を受理したが、そのほとんどが難民申請で無国籍申請はわずかであったこと、そしてその無国籍申請案件には第二次世界大戦前に生まれた日系人のケースが複数あった」とのことであった。

¹⁵⁴ 平成28年度先行調査、p19

¹⁵⁵ 平成28年度先行調査、p19

¹⁵⁶ 伊藤・望月・青木（2023）p323より翻訳抜粋

¹⁵⁷ 参照文献：『難民研究ジャーナル』4号、「フィリピンの難民・無国籍認定手続」小田川綾音、2014年
https://refugeestudies.jp/wp/wp-content/uploads/2021/10/4-3_The-Refugees-and-Stateless-Status-Determination-Procedure-in-the-Philippines.pdf

（2）国籍証明書等の様式・記載事項について

国籍を証する書類としては下記が該当する。このうち「出生証明書」を巻末に掲載した。

- Philippine birth certificate（出生証明書）
- valid Philippine passport
- Affidavit of Citizenship executed by the applicant's Filipino parent
- Proof of Filipino citizenship of a parent at the time of birth of the child

7 身分登録法制（遅延登録制度を含む。）及び証明制度等の様式・記載事項について

（1）身分登録法制

ア 関連機関

- ・内務・地方政府省（Department of the Interior and Local Government）¹⁵⁸
- ・フィリピン統計庁（Philippine Statistics Authority : PSA）¹⁵⁹
- ・地方民事登録事務所（Local Civil Registry Office）¹⁶⁰

イ 原則の身分登録手続

（ア）原則の婚姻の登録

本稿第2部第2章「1（1）婚姻法制>ウ（イ）婚姻の流れ」参照

（イ）原則の出生登録手続

出生登録は出生後30日以内に病院やクリニック、助産師宅や地方民事登録課に備え付けられている出生証明届（Certificate of Live Birth、COLB）を通じて行い¹⁶¹、出生に立ち会った医師又は助産師又は新生児の親のいずれかによって、地元の地方民事登録課に送付されなければならない（民事的地位の登録に関する法律¹⁶²第5条、大統領令第651号第2条）。

なお、日本においてフィリピン国籍者が出生届を出す場合は、出生後1年以内に在日本フィリピン大使館に届出をしなければならない。その際の条件及び書類については大使館ウェブサイトにて情報が公開されている。¹⁶³

（ウ）原則の死亡登録

死亡後48時間以内に、最も近い責任ある親族又は死亡を知っている人物が死亡場所の地方保健官に報告する必要がある、保健官は対応する死亡証明書を発行し、死亡後30日以内に地方民事登録課に登録する（大統領令第651号第5条）。¹⁶⁴

なお、日本においてフィリピン国籍者が死亡届を出す場合は、死亡後1年以内に在日本フィリピン大使館に届出をしなければならない。その際の条件及び書類は大使館ウェブサイトにて公開されている。¹⁶⁵

¹⁵⁸ <https://www.dilg.gov.ph/>

¹⁵⁹ <https://psa.gov.ph/>

¹⁶⁰ <https://psa.gov.ph/lcr-directory>

¹⁶¹ 大統領令第651号第2条：https://lawphil.net/statutes/presdecs/pd1975/pd_651_1975.html
Presidential Decree No. 651 January 31, 1975

¹⁶² <https://psa.gov.ph/content/act-no-3753>

¹⁶³ <https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/report-of-birth-rob/>

¹⁶⁴ 大統領令第651号第5条：https://lawphil.net/statutes/presdecs/pd1975/pd_651_1975.html

¹⁶⁵ <https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/report-of-death-rod/>

（エ）婚姻登録 補足

日本においてフィリピン国籍者が婚姻登録する場合は、婚姻1年以内に在日本フィリピン大使館に届出をしなければならない。その際、以下の条件及び書類が必要とされている。¹⁶⁶ 届出の際に、結婚要件具備証明書の申請が必要である。

以下はフィリピン大使館の掲載情報¹⁶⁷である。

- (1) フィリピン人申請者とその配偶者の両人が揃って窓口で申請する
- (2) 記入済み婚姻届出書（Report of Marriage）
- (3) 有効なパスポートとそのデータページのコピー（夫：4枚 - 妻：4枚）
- (4) 婚姻届の届書記載事項証明書（市役所発行）（原本+コピー4部）
- (5) 配偶者が日本国籍の場合：戸籍謄本（婚姻事項が記載されているもの）（原本+コピー4部）
- (6) 配偶者が日本国籍以外の外国籍の場合：婚姻届の受理証明書（原本+コピー4部）
- (7) 遅延届宣誓供述書（日本国での婚姻後1年を経過してフィリピン政府へ婚姻届を提出される者）
- (8) パスポート用サイズの証明写真（夫：4枚 - 妻：4枚）
- (9) レターパックプラス（600円）
- (10) 申請費用

ウ 遅延登録制度

フィリピンは7千以上の島々からなる海洋国家で、離島から市・町の登録局に行くことが困難であったり、漂流民族とも呼ばれる海や海岸で生活する先住民などが依然として多いほか、特に地方で厳しい貧困状態に置かれた住民の中では、医師や助産師を通じて出生届（Certificate of Live Birth、COLB）を出すことすら困難な住民も少なくないと言われている。そのため出生届を30日以内に出せなかった住民に対しては以下のような遅延登録制度が存在する。

なお、PSAのサイトの説明によれば、「出生、死亡、結婚、及びその他の登記可能な文書の登記が遅延する全ての場合において、登記をまとめて記載する登記簿の『備考』部分に、『遅延登録（Delayed Registration）』という注記が記入される。¹⁶⁸」とのことである。しかし、首都圏マカティ市の地方民事登録課でヒアリングを実施した際¹⁶⁹、出生登記簿の現物を確認したが、出生後30日以内の「タイムリー」な出生届や30日を超えた「遅延の」出生届のいずれも同じ出生登記簿に時系列順に記入しており、色を変えることもなく、全く区別することなく記載していた。

¹⁶⁶ <https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/report-of-marriage-rom/>

¹⁶⁷ <https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/report-of-marriage-rom/>

¹⁶⁸ PSA サイト <https://psa.gov.ph/civilregistration/facts>

Delayed Registration: Birth, Death and Marriage > Recording of Delayed Registration の項

¹⁶⁹ 現地調査担当者が2025年2月25日に実施

（ア）婚姻遅延登録¹⁷⁰

婚姻登録の遅延では、婚姻挙行官又は婚姻登録のために婚姻証明書を報告又は提出する者は、婚姻の正確な場所と日付、婚姻を取り巻く事実と状況及び遅延の理由又は原因を記載した宣誓供述書を作成し、提出する必要がある。なお、婚姻遅延登録に係る提出期限関連の規定は、民事的地位の登録に関する法律には存在しない。家族法第23条において、婚姻を挙行する者は、挙行後15日以内に、婚姻が挙行された場所の地方市民登録事務所に証明書の副本及び三部複写を送付する義務を負うとしていることから、挙行後に15日以上経過した場合は、婚姻遅延届を提出することとなる。

（イ）出生遅延登録^{171 172}

フィリピン内務自治省（DILG）とフィリピン統計庁（PSA）は、2021年に共同覚書（Joint Memorandum Circular、JMC.No.2021-01）を発行して、出生遅延届に関するガイドラインを改定している（以下、本項目にて「改定ガイドライン」と表記）。

首都圏マカティ市の地方民事登録課でのヒアリング¹⁷³によると、この2021年の共同覚書 JMC.No.2021-01により、従来の出生遅延登録の申請要件が強化されたが、具体的には「子の誕生を目撃した、又は知っている可能性のある2人の利害関係のない人物の宣誓供述書」及び「母の現在の居場所を記載し、地方民事登録課に出頭できない理由を記した宣誓供述書」という2要件が追加されたという。

また、元々中国人であったとみられている女性がフィリピン人になりすまして実業家となり、タルラック州バンバン町の町長にまでなった疑惑が2024年5月に入って浮上したことから¹⁷⁴、PSAが出生遅延届に関する規制を更に強化するために覚書命令（MC）として Memorandum Circular.No.2024-17¹⁷⁵を発行し、同遅延届に関する「追加ガイドライン」を布告した。上記のマカティ市の地方民事登録課によると、この最新の覚書命令による追加の要件は6つで、

- ①子が18歳未満の場合には両親若しくは後見人による地方民事登録課への出頭、18歳以上の場合には本人の出頭
- ② balan-gai¹⁷⁶議長による居住地を証明する balan-gai 証明書
- ③国民 ID（マカティ市の地方民事登録課によると、規則改正で1歳以上の子にも現在、国民 ID の取得が義務付けられている。必要書類は一応、出生証明書や両親の ID などであるが、出生証明書がない場合にも受け付けられる。）

¹⁷⁰ <https://psa.gov.ph/civilregistration/facts>

¹⁷¹ <https://psa.gov.ph/civilregistration/facts>

¹⁷²

https://psa.gov.ph/system/files/nccrvs/Dissemination_of_the_Revised_Guidelines_for_Delayed_Registration_of_Birth.pdf

¹⁷³ 2025年2月25日に現地調査担当者が実施

¹⁷⁴ 参照文献 <https://www.bbc.com/news/articles/c8vzd429zmdo>

¹⁷⁵ <https://www.scribd.com/document/750902996/Memorandum-Circular-2024-17>

¹⁷⁶ フィリピンにおける最小行政区単位。

④両親の出自を証明する書面2種類の提出（出生届や政府発行ID、婚姻証明書や死亡証明書などを含む。）

⑤申請者の写真

⑥遅延登録で提出した証明書類やエビデンスに関する真正性の宣誓供述書

となっている。これらの宣誓供述書はいずれも公証人による公証人証明も付けなければならない。

よって、現在は、国内各地の市・町役場の地方民事登録課はこの2024年度の最新覚書を反映させた形で、出生遅延登録手続を定めているとのことであった。

なお、フィリピン身分証明制度法第10条において、身分証明システムに登録しようとする者の本人確認のための基本的な書類要件は、申請者の出生証明書である。¹⁷⁷

(ウ) ガイドラインの改定や追加の背景

2021年の改定ガイドラインや2024年の追加ガイドラインの発行の背景には、遅延登録の手続を悪用することにより、「出生届や出生証明書の捏造や改ざんが行われるケースがあったことや、二重登録や多重登録なども存在した¹⁷⁸」ことが挙げられる。

フィリピンでそもそも遅延登録制度を通じた出生証明書の捏造や改ざんが行われる理由の一つとして、「外国人の土地所有権が認められていないことや法人組織の外資規制などを免れることが容易にできることなど、外国人でも不正手段で経済的利権が得られることが背景にある¹⁷⁹」とされる。事実、2024年6月に行政監察院（オンブズマン）が、「中国のスパイ容疑」疑惑で国家捜査局などの調査対象となっていたタルラック州バンバン町のアリス・グオ町長に対し職務停止命令を出しており、同町長が遅延出生登録を利用してフィリピン人になりすました可能性が高まったことがフィリピン国会や政府を揺るがした。フィリピン統計庁は、実は2023年2月に一度、国民ID制度の運用を促進させるために、遅延出生登録手続の要件を緩和する覚書通達を出しているが（Memorandum Circular No.2023-06）、このグオ町長の疑惑が明るみに出た直後の2024年6月に新たな覚書通達（Memorandum Circular No.2024-17）を発令して、改定ガイドラインに掲載されている提出書類などの要件を更に厳重化する追加要件を制定した。フィリピン統計庁民事登録課へのヒアリング¹⁸⁰でも、「アリス・グオ町長のなりすまし疑惑の判明を受けて、フィリピン統計庁が2024年6月に新覚書通達を発行した」とのことであった。

出生の登録は、事実の発生から30日を超えてから行われた場合、遅延登録とみなさ

¹⁷⁷ フィリピン身分証明制度法 https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2018/ra_11055_2018.html

¹⁷⁸ REVISED GUIDELINES FOR DELAYED REGISTRATION OF BIRTH
https://psa.gov.ph/system/files/nccrvs/Dissemination_of_the_Revised_Guidelines_for_Delayed_Registration_of_Birth.pdf 1.0 RATIONALE 参照

¹⁷⁹ 2025年2月25日、マカティ市の地方民事登録課へのヒアリングで現地調査担当者が背景について確認した。

¹⁸⁰ 2025年2月7日、現地調査担当者が電話で確認。

れる。¹⁸¹ フィリピン国内のフィリピン国民は、出生から 30 日以上経過していた場合に、出生遅延届を地方民事登録課に提出する。¹⁸² 同届を受理した市及び町の地方民事登録官（City/Municipal Civil Registrar）は、提出された出生証明届が完全かつ正確に記入されているかどうか審査し、記載されている事項の真実性を評価する。その他、遅延登録申請について、既に出生登録がされていないかどうかの確認等が行われる。¹⁸³

a 両親がともにフィリピン国民である場合（改定ガイドライン 条項 7.1.1 及び追加ガイドライン 1～11 条項）^{184 185}

（a）18 歳未満の子を登録する場合（改定ガイドライン 7.1.1）¹⁸⁶

出生遅延届の手續に必要な書類は、以下のとおりである。

（改定ガイドライン 7.1.1 前段、数字は 7.1.1 内の項目番号）

- i) 適切な当事者によって正式に作成され署名された出生届（Certificate of Live Birth）のコピー 4 部、
- ii) 登録遅延宣誓供述書（出生届の裏面に記入欄が事前に用意されており、父、母、又は後見人によって、特に以下の事項を申告すること）
 - 子の名前
 - 出生日
 - 出生地
 - 子が嫡出でない子であり、父に認知されている場合は父の名前
 - 嫡出子の場合は両親の婚姻地と婚姻日
 - 出生後 30 日以内に登録を行わなかった理由
- iii) フィリピン統計庁発行の未登録証明書（Negative Certificate）¹⁸⁷

さらに非嫡出子であった場合は、前述の書類に加えて、以下が必要とされる。

¹⁸¹

https://psa.gov.ph/system/files/nccrvs/Dissemination_of_the_Revised_Guidelines_for_Delayed_Registration_of_Birth.pdf 6.1

¹⁸²

https://psa.gov.ph/system/files/nccrvs/Dissemination_of_the_Revised_Guidelines_for_Delayed_Registration_of_Birth.pdf 6.2

¹⁸³

https://psa.gov.ph/system/files/nccrvs/Dissemination_of_the_Revised_Guidelines_for_Delayed_Registration_of_Birth.pdf 6.3

¹⁸⁴

https://psa.gov.ph/system/files/nccrvs/Dissemination_of_the_Revised_Guidelines_for_Delayed_Registration_of_Birth.pdf 7.1.

¹⁸⁵

<https://www.scribd.com/document/750902996/Memorandum-Circular-2024-17>

¹⁸⁶

https://psa.gov.ph/system/files/nccrvs/Dissemination_of_the_Revised_Guidelines_for_Delayed_Registration_of_Birth.pdf 7.1.1

¹⁸⁷ フィリピン統計庁の電子アーカイブ及び紙のアーカイブで見つからない場合に発行される証明書。

第2部 調査結果

第2部第2章 現行身分制度及び各種証明書の様式等に関する調査

7 身分登録法制（遅延登録制度を含む。）及び証明制度等の様式・記載事項について

（改定ガイドライン7.1.1 後段）¹⁸⁸

（訳注 数字は7.1.1内の項目番号）

- iv) 母の現在の居場所を記載した宣誓供述書、
- v) 子の名前・出生日・出生地に係る証明書類、母の名前（父が認知されている場合は父の名前も）に関する書類の以下から2点（洗礼証明書、学校の記録、所得税申告書、保険契約、医療記録、バランガイ議長（barangay captain's certification）の認定など）
- vi) 子の誕生を目撃した、又は知っている可能性のある2人の利害関係のない人物の宣誓供述書

さらに2024年の追加ガイドラインによる追加の必要書面が、下記となる。

- vii) 国民ID
- viii) バランガイ議長による居住証明
- ix) 登録申請の3か月以内に撮影した申請者の写真
- x) 両親若しくは後見人による出頭
- xi) 提出書面の真正性に関する宣誓供述書

（b）18歳以上の子を登録する場合（改定ガイドライン 7.1.2）¹⁸⁹

当該子が18歳以上である場合は、以下が必要となる。

- i) 上述¹⁹⁰の18歳未満の子に関する全ての要件
- ii) 当該子が結婚している場合、婚姻証明書

b 父母の一方がフィリピン人ではなかった場合の遅延出生届（改定ガイドライン条項7.2）¹⁹¹

父母の一方がフィリピン人ではなかった場合の遅延出生届には、以下が必要である。

（訳注：数字は改定ガイドライン の条項を表す）

- 7.2.1 両親の婚姻証明書（子が嫡出である場合）、
- 7.2.2 両親の出生証明書、

¹⁸⁸

https://psa.gov.ph/system/files/nccrvs/Dissemination_of_the_Revised_Guidelines_for_Delayed_Registration_of_Birth.pdf 7.1.1 後段

¹⁸⁹

https://psa.gov.ph/system/files/nccrvs/Dissemination_of_the_Revised_Guidelines_for_Delayed_Registration_of_Birth.pdf 7.1.2

¹⁹⁰ 訳注：

原文 i) all the requirements for a child who less than 18 years old per item 4.1.1 of this JMC
原文には4.1.1と書かれているが、4は定義条項であることより、7.1.1の誤植と判断した。

¹⁹¹

https://psa.gov.ph/system/files/nccrvs/Dissemination_of_the_Revised_Guidelines_for_Delayed_Registration_of_Birth.pdf 7.2.

7.2.3 両親のパスポート

7.2.4 子が嫡出でない子であり、かつ父によって認知された場合は、共和国法第9255号に基づく父子関係に関する宣誓供述書及び／又は父の姓を使用する宣誓供述書¹⁹²が必要である。又は、

7.2.5 1988年8月3日以前に生まれた嫡出でない子の場合の宣誓供述書

なお、日本に在住しているフィリピン人については、結婚している両親の子（嫡出子）の場合及び結婚していない両親の子（嫡出でない子）の場合の両方のケースにおいて、フィリピン国籍の両親は、子の出生から1年以内にフィリピン大使館に届出をしなければならない。¹⁹³ 出生から1年以上経ってから申請する場合にのみ必要な書類は、「遅延届宣誓供述書」である。

(エ) 死亡遅延登録¹⁹⁴

民事的地位の登録に関する法律及び家族法には、死亡遅延登録に係る死亡届の提出期限に関する一般的な記述は見られないが、疫病流行中については、死亡証明書は、遺体の埋葬後5日以内に登録されなければならないとされている（民事的地位の登録に関する法律第6条）。なお、PSAによれば¹⁹⁵、死亡者が医師の診察を受けずに死亡した場合、最も近い親族又は死亡を知っている人は、48時間以内に死亡を報告する責任があるとしている。また、保健官は死亡者を診察し、死因を証明し、30日間の法定期間内に死亡証明書の登録を身分登録事務所に指示するとしている。登録に必要な書類は、死亡証明書（保健官による登録の承認付のもの）、遅延登録宣誓供述書、死体処理方法の証明書である。

エ 証明書類について

(ア) 身分証明書：国民ID及び電子版国民IDについて

フィリピン身分証明制度法（Philippine Identification System Act、共和国法第11055号、2018年8月6日署名）¹⁹⁶に基づき、国民ID制度が発足した。この法は、フィリピンの全てのフィリピン国民と外国人居住者に対して、公的な国民IDとして機能する単一の身分証を作成することを政府に義務付けている。

¹⁹²

https://psa.gov.ph/system/files/nccrvs/Dissemination_of_the_Revised_Guidelines_for_Delayed_Registration_of_Birth.pdf 7.2.4

¹⁹³ <https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/report-of-birth-rob/>

¹⁹⁴ <https://psa.gov.ph/civilregistration/facts>

¹⁹⁵

[https://psa.gov.ph/civilregistration/facts#:~:text=The%20health%20officer%20shall%20examine,of%20thirty%20\(30\)%20days.](https://psa.gov.ph/civilregistration/facts#:~:text=The%20health%20officer%20shall%20examine,of%20thirty%20(30)%20days.)

¹⁹⁶ フィリピン身分証明制度法 https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2018/ra_11055_2018.html

【参考】フィリピンにおける身分を証明する書類の変遷と国民 ID

フィリピンでは従来から、政府機関やオフィスビルに入居する企業などを訪問した際には通常、受付で身分証1枚を提示して預ける必要があるほか、金融機関で銀行口座を開設する際にも最低2つの身分証を提示する必要があり、主要な政府機関が発行する個人情報と顔写真入りの身分証明証を常に持ち歩くことが必須とされている。よく使われる主要な身分証明書としては外務省発行のパスポートや陸運局が発行する運転免許証、フィリピン統計庁（Philippine Statistic Authority、PSA）が発行する出生証明書や中央選挙管理委員会が発行する有権者登録証明、社会保険機構（Social Security System、以下「SSS」という。）が発行するSSS加入身分証などがあるほか、内国歳入庁が発行する納税者番号ID（TIN ID）や比較的簡単に取得できる郵政局が発行する郵政ID（Postal ID）などがよく出回っている。また、2010年以降には、社会保険機構を所管機関としながらも複数の政府機関における手続の際に共通の主要身分証明証として利用できる統合多目的身分証（United-Purpose Identification:UMID）と呼ばれる政府発行身分証も登場している。¹⁹⁷

しかし、これら多数の身分証を一つにまとめた機能を持つ国民IDを発行すべきとの議論が高まり、2018年8月6日に成立した共和国法第11055号（Philippine Identification System Act、フィリピン身分証明制度法）¹⁹⁸に基づき、国民ID制度が発足した。この法律に基づき、PSAを所管省庁として、フィリピン人だけでなくフィリピンに居住する外国人も対象に、永久的に個人を識別することができる12桁の番号からなる国民ID番号を振り分けて（国民背番号制）、その番号や個人情報、指紋や眼球の虹彩スキャンなどの生体認識情報を盛り込んだ国民IDカードを発行することが定められた。

そしてPSAは、まず、氏名や住所などの個人情報を登録するステップ1、指紋や眼球の虹彩スキャンなどの生体認識情報を登録するステップ2、そして国民IDカードを発行するステップ3の計3段階に分けて制度運用を開始。当初は2021年末までにステップ1で約7,000万人分、ステップ2で約5,000万人分、ステップ3で約1,500万人分まで完了することが目標とされていた。¹⁹⁹しかし、カード供給業者によるプラスチックカードの供給が途中から滞ったことからステップ3が大幅に遅延。

その後、政府によるデジタル化推進強化の方針もあり、PSAは科学技術省と提携し、モバイル版の国民IDの開発に取り組み始めるなどしたため、国民IDカードの発行は途中からほとんど停滞した。PSAによると、2024年8月時点で国民ID制度への登録者数が8,900万人に達したにもかかわらず、IDカード自体の発行数は5,300万枚を下回っている。この状況を受けてフィリピン中央銀行は2024年8月下旬にカード供給会社とのカ

¹⁹⁷ https://www.sss.gov.ph/sss/appmanager/pages.jsp?page=PR2021_056

（社会保険機構が統合多目的身分証の発行機関として利用者からの申請受付を行う旨を発表した声明）

※執筆時（2024年12月）にはアクセスが確認できたが、2025年3月時点でサイトの更新によりアクセスができないことを確認した。

¹⁹⁸ https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2018/ra_11055_2018.html

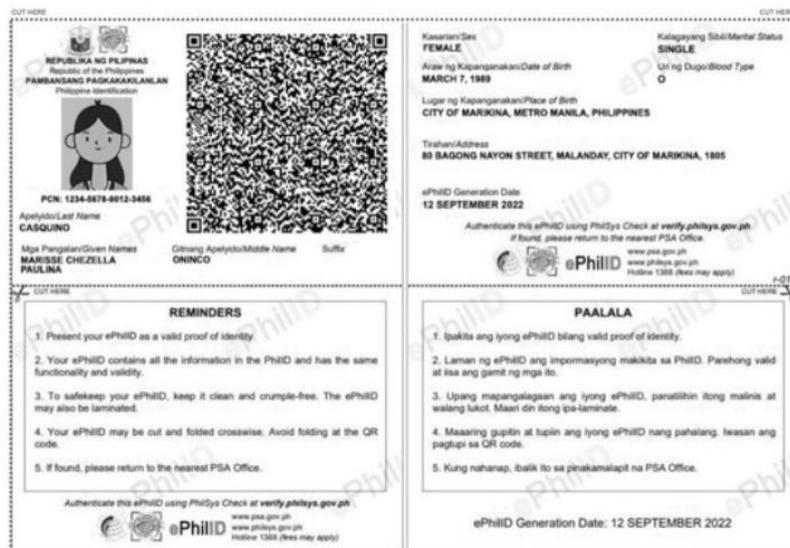
¹⁹⁹ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/10/03c8780c56463502.html>（日本貿易振興機構のビジネス短信）

ード供給契約を破棄すると発表。しかし、カード会社がその発表に反発して裁判手続に入ったと報道されており、新たな国民 ID カード発行は更に遅延するとみられている。²⁰⁰

一方でフィリピン中央銀行は 2024 年 2 月 15 日、この国民 ID カードや電子版国民 ID を、銀行口座を開設する際に金融機関が利用者に提示を義務付けている主要身分証明書に加えることを金融機関に求める中銀通達第 2024-006 号²⁰¹を発令しており、国民 ID カードの主要身分証明書としての位置づけは実質的に認められることになった。



国民 ID サンプル²⁰²



電子版国民 ID のデザイン²⁰³

(イ) 出生証明書

フィリピンでは戸籍がないため、出生の事実は出生証明書によって証明される。出生証明書はフィリピン統計庁（PSA）により発行される。証明書の取得はオンライン

²⁰⁰ <https://www.biometricupdate.com/202408/philippines-central-bank-cancels-digital-id-card-contract-with-aci#:~:text=The%20Philippines%E2%80%99%20central%20bank%20has%20cancelled%20the%20contract,PhilID%20cards%20for%20the%20national%20ID%20system%2C%20PhilSys.>

²⁰¹ <https://www.bsp.gov.ph/Regulations/Issuances/2024/M-2024-006.pdf>

²⁰² <https://philsys.gov.ph/philsys-number/>

²⁰³ <https://philsys.gov.ph/philsys-number/>

第2部 調査結果

第2部第2章 現行身分制度及び各種証明書の様式等に関する調査

7 身分登録法制（遅延登録制度を含む。）及び証明制度等の様式・記載事項について

で申請可能である。

証明書はセンサスセルビリスセンター（Census Serbilis Center）又はオンラインで申請可能である。²⁰⁴ 郵便又は電子メールを通じて申請が行われた場合、証明書は郵便を通じて申請者に送付される。²⁰⁵

なお、出生証明書の発行は、児童青少年福祉法²⁰⁶第7条の守秘義務条項に従うものとする。²⁰⁷

（ウ）死亡証明書（Death Certificate）

死亡証明書は、死亡した者の氏名、生年月日、死亡年月日など、死亡者に関する事項を記載した公式文書となる。²⁰⁸ 現在は、フィリピン統計庁の証明書発行サイトを通じて申請が可能である。²⁰⁹

（2）証明制度等の様式・記載事項について

第3部に国民IDカード、バラングアイ²¹⁰ID、名（ファーストネーム）変更申請書、死亡証明書を掲載した。

【参考】

バラングアイID（写真付き）はパスポートや出生証明書、国民IDや運転免許証などの一次的身分証明書ではなく、二次的身分証明書として扱われている。

使用用途としては、銀行口座開設時やパスポートなどを取得する申請手続などでは使えないが、陸運局における運転免許証の申請手続や社会保険機構（SSS）における社会保険加入手続申請における身分証明書としては使用することが出来る。²¹¹

²⁰⁴ フィリピン統計庁＞出生証明書 <https://psa.gov.ph/birth-certificate>

なお出生証明書申請時には子や親の氏名、出生年月日、出生地等のほかに出生遅延登録の有無についても情報提要する必要がある。

²⁰⁵ 出生証明書の発行に必要な情報は以下のとおり <https://psa.gov.ph/birth-certificate>

²⁰⁶ THE CHILD AND YOUTH WELFARE CODE WHICH PROVIDES

²⁰⁷ <https://psa.gov.ph/birth-certificate>

²⁰⁸ <https://psa.gov.ph/death-certificate>

²⁰⁹ フィリピン統計庁＞死亡証明書 <https://psa.gov.ph/death-certificate>

²¹⁰ バラングアイ＝最小行政区

²¹¹ 参考資料

運転免許取得時に必要な書類：https://lto.gov.ph/wp-content/uploads/2023/09/2-CC2024-DL-NP.pdf?appgw_azwaf_jsc=z46UmCx_VXTxkHvhImiV9MIQiYy8Frjf8-dрпиK9PI

SSSにおける社会保険加入手続で求められる身分証明書リスト：<https://www.sss.gov.ph/list-of-valid-ids/>

8 国際私法について

(1) 外国におけるフィリピン人と外国人との結婚（再婚含む。）

ア 必要書類について

a 婚姻要件具備証明書とは

婚姻要件具備証明書 (Legal Capacity to Contract Marriage / Certification, LCCM) とは、フィリピン国外（例えば、日本国内）に住み、外国人との婚姻（初婚・再婚問わず）を希望する場合に必要な書類である。当該フィリピン国籍の婚姻希望者がフィリピンにおいて婚姻が可能な状態（初婚若しくは婚姻歴があっても婚姻解消 & 無効と認められている場合や海外での離婚承認を得ている状態）であることを証明すると同時に、婚姻関係を結ぶ相手の日本人を含む外国人も重婚ではないことを証明する。

婚姻要件具備証明書とは、フィリピン国籍保持者で、以下に該当するものに発行される。²¹² 以下は日本国内在住者の場合の例である。

以下、在日本フィリピン大使館ウェブサイト（平成 23（2011）年 10 月 28 日付け）の情報より抜粋する（WIP により一部修正。）。²¹³

- (a) 初婚者（フィリピン統計庁²¹⁴の独身証明書を提出）
- (b) 死別者（フィリピン統計庁発行の前配偶者の死亡証明書を提出）
- (c) 結婚解消者（フィリピン統計庁発行の注釈付き結婚契約書と結婚解消を認める裁判所からの審判書を提出）
- (d) 離婚者（フィリピン統計庁発行の外国での離婚を承認した審判書及びその承認に関する注釈付き結婚契約書又は結婚証明届を提出）

b 婚姻要件具備証明書の申請

婚姻要件具備証明書申請時に、両人が日本国に滞在していることを条件とする。²¹⁵

c 「婚姻要件具備証明書」申請時の必要書類

「初婚のフィリピン国籍者」、「離婚歴のあるフィリピン国籍者」、「婚姻解消をした

²¹² 在日本フィリピン大使館ウェブサイト 領事部 > 「婚姻要件具備証明書 (LCCM)」：
<https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/legal-capacity-to-contract-marriage-certification/#nav-cat>

²¹³ 在日本フィリピン大使館ウェブサイト
婚姻要件具備証明書と証明書について（平成 23（2011）年 10 月 28 日付け）
<https://tokyo.philembassy.net/advisory-lccm-and-certification/>

²¹⁴ 訳注：出典元の原文（平成 23 年 10 月 28 日付け）では NSO 国家統計局発行となっているが、本稿「第 2 部第 1 章 2（2）身分登録に関する機関」で記したように、2013 年に NSO は統計庁へ編入・消滅しているため、NSO は PSA-Provincial Office と読み替えて記載した。

²¹⁵ 在日本フィリピン大使館ウェブサイト 領事部 > 「婚姻要件具備証明書 (LCCM)」：
<https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/legal-capacity-to-contract-marriage-certification/#nav-cat>
なお、在日本フィリピン大使館の窓口又は郵送による申請が可能であり、両人が揃って窓口に出頭できない場合、又は郵送による申請を行う場合は、申請用紙を日本の公証役場にて公証する必要がある。

第2部 調査結果

第2部第2章 現行身分制度及び各種証明書の様式等に関する調査

8 国際私法について

フィリピン国籍者」、「死別したフィリピン国籍者」によって準備書類が異なり、また婚約者が準備すべき書類²¹⁶も異なる。以下、在日本フィリピン大使館ウェブサイト²¹⁷を参照し、表にまとめた。

	初婚のフィリピン国籍者	離婚歴のあるフィリピン国籍者 ²¹⁸	婚姻解消をしたフィリピン国籍者	死別したフィリピン国籍者
(1) 記入済み申請用紙	○	○	○	○
(2) 有効なパスポート	○	○	○	○
(3) 在留カード又は日本での在留資格がわかるもの	○	○	○	○
(4) フィリピン外務省認証済み PSA 発行の出生証明書	○	○	○	○
(5) フィリピン外務省認証済み PSA 発行の証明書	フィリピン外務省認証済み PSA 発行の独身証明書 ²¹⁹ (CENOMAR)	フィリピン外務省認証済み PSA 発行の婚姻記録証明書 ²²⁰	フィリピン外務省認証済み PSA 発行の婚姻記録証明書 ²²¹	フィリピン外務省認証済み PSA 発行の婚姻記録証明書 ²²²
(6) フィリピン外務省認証済み PSA 発行の証明書	—	フィリピン外務省認証済み PSA 発行の結婚証明書若しくは婚姻届(離婚承認注釈付き)	フィリピン外務省認証済み PSA 発行の結婚証明書若しくは婚姻届(婚姻解消承認注釈付き)	フィリピン外務省認証済み PSA 発行の結婚証明書若しくは婚姻届

²¹⁶ 婚約者の書類：

【日本国籍者の必要書類】

- (1) 戸籍謄本 * 3か月以内に発行されたもの
- (2) 改製原戸籍又は除籍謄本(上記戸籍謄本に前配偶者との婚姻、離婚、死別の記載がい場合)
- (3) 有効なパスポートまた公的な写真付き身分証明書
- (4) パスポート用サイズの証明写真

【外国籍者の必要書類】

- (1) 自国大使館発行の婚姻要件具備証明書又はそれに相当する書類[英文であること](原本+コピー1部) 在日米軍に所属する者は結婚許可書(原本+コピー1部)
- (2) 有効なパスポートまた公的な写真付き身分証明書(原本提示+データページのコピー1部)
- (3) パスポート用サイズの証明写真

²¹⁷ 在日本フィリピン大使館ウェブサイト

<https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/legal-capacity-to-contract-marriage-certification/>

²¹⁸ <https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/legal-capacity-to-contract-marriage-certification/#nav-cat>

²¹⁹ 【独身証明書に記載されるフィリピン国籍者の情報は、PSA 発行の出生証明書の記載内容と一貫している若しくは同一であること】独身証明書は発行日より6か月間有効

²²⁰ 【婚姻記録証明書に記載されるフィリピン国籍者の情報は、PSA 発行の出生証明書の記載内容と一貫している若しくは同一であること】婚姻記録証明書は発行日より6か月間有効

²²¹ 【婚姻記録証明書に記載されるフィリピン国籍者の情報は、PSA 発行の出生証明書の記載内容と一貫している若しくは同一であること】婚姻記録証明書は発行日より6か月間有効

²²² 【婚姻記録証明書に記載されるフィリピン国籍者の情報は、PSA 発行の出生証明書の記載内容と一貫している若しくは同一であること】婚姻記録証明書は発行日より6か月間有効

	初婚のフィリピン国籍者	離婚歴のあるフィリピン国籍者 ²¹⁸	婚姻解消をしたフィリピン国籍者	死別したフィリピン国籍者
(7) その他書類	18歳から25歳の初婚フィリピン国籍者の追加書類：両親の同意宣誓供述書又は承諾宣誓書 a) 18歳以上20歳以下の場合-両親の同意書 b) 21歳以上25歳以下の場合-両親の承諾書	フィリピン外務省認証済みフィリピン裁判所発行の外国離婚承認審判書と確定証明書	フィリピン外務省認証済みフィリピン裁判所発行の婚姻解消審判書と確定証明書	・死亡証明書 ・前配偶者がフィリピン国籍の場合：フィリピン外務省認証済みPSA発行の死亡証明書 ・前配偶者が日本国籍の場合：戸籍謄本 ・前配偶者が外国籍の場合：前配偶者の国（大使館・領事館）発行の死亡証明書（英文若しくは原本と英訳）
(8) その他書類	—	日本国内における離婚の記録 a 前配偶者が日本国籍者の場合：戸籍謄本（離婚日の記載があるもの） ²²³ b 前配偶者が外国籍の場合：受理証明書（離婚日の記載があるもの）	—	—
(9) パスポートサイズの証明写真	○	○	○	○
(10) レターパックプラス	○	○	○	○
備考	なお、①両親がフィリピンに居住している場合は、両親の同意書・承諾書はフィリピン国内の公証役場で公証し、フィリピン外務省にて認証する ②両親が日本に居住している場合は、フィリピン大使館に来館し作成する ③両親が亡くなっている場合は、フィリピン外務省認証済みPSA	過去に結婚歴がある場合、婚姻要件具備証明書には、前回の結婚に関する情報（結婚日、離婚日、前配偶者の氏など）が記載される。さらに、離婚証明書も必要となる。前回の婚姻の事実が記載されている全ての戸籍謄本（改製原戸籍、除籍謄本）。また、初めて戸主となる者は、戸	—	—

²²³ 戸籍抄本、受理証明書は受付されない。

	初婚のフィリピン国籍者	離婚歴のあるフィリピン国籍者 ²¹⁸	婚姻解消をしたフィリピン国籍者	死別したフィリピン国籍者
	発行の死亡証明書	主となる理由が記載されている戸籍謄本も準備する。上記の状況が大使館で確認できない場合、婚姻要件具備証明書は発行されない。 ²²⁴		

イ 日本在住のフィリピン人と外国人（日本人含む。）の再婚を希望する場合²²⁵

本稿第2部第2章「2（1）離婚法制」で前述のとおり、フィリピン国内における絶対的離婚は調査時点で法制度化が進行中の段階であるが、家族法にはフィリピン国外での離婚、そして再婚について、以下のような条文が存在する。

（家族法第26条第2項）²²⁶

フィリピン国民と外国人とが有効に婚姻を挙行し、その後、外国において外国人配偶者が有効に離婚を得て、当該外国人配偶者が再婚する資格を得た場合には、そのフィリピン人配偶者も、フィリピン法の下で再婚する資格を有するものとする。

（2） フィリピン人と外国人の離婚

ア 外国人との離婚の手續

外国籍の配偶者とフィリピン国外において有効に離婚が成立した場合、フィリピン国籍者はフィリピン法の下で再婚の資格を有する状態になる。ただし、フィリピン法で再婚をする前に、フィリピンの裁判所にて外国で成立した離婚の承認を得る必要がある。また、フィリピンの裁判所の判決が民事登録書類の注釈に反映される。²²⁷

イ 再婚における婚姻要件具備証明書の問題

（ア） フィリピン人と外国人の夫婦の場合の離婚

離婚歴のある、若しくは婚姻解消したフィリピン国籍者が再婚を希望する場合、「8 国際私法>（1）外国におけるフィリピン人と外国人との結婚（再婚含む。）」で記し

²²⁴ 在フィリピン日本国大使館 <https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100324693.pdf>
 (2024年7月付け資料)

²²⁵ 在日本フィリピン大使館ウェブサイト 領事部>「婚姻要件具備証明書（LCCM）」：
<https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/legal-capacity-to-contract-marriage-certification/#nav-cat>

²²⁶ 伊藤・望月・青木（2023）p329 家族法第26条第2項 条文翻訳引用

²²⁷ 在日本フィリピン大使館ウェブサイト（外国離婚の証人裁判）：<https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/judicial-recognition-of-foreign-divorce/>

た表の書類が必要となる。

このうち、日本において、離婚歴のあるフィリピン国籍者又は婚姻解消したフィリピン国籍者が再婚するためには婚姻要件具備証明書が必要であるが、婚姻要件具備証明書を申請する際に、「フィリピン外務省認証済みフィリピン裁判所発行の外国離婚承認審判書と確定証明書」が必要とされている。²²⁸

(イ) 総合民事登録局において、フィリピン国外で成立した離婚に関する判決を民事登録書類の注釈に反映させる為のガイドライン

以下、フィリピン大使館情報より抜粋する（WIPにより一部修正。）。²²⁹

- (1) フィリピン国外で成立した離婚は、フィリピン国内の地方裁判所（The Regional Trial Court/RTC-Phil）において民事訴訟を起こし、法的に承認させなければならない。
- (2) 裁判所による判決は、当該裁判所管轄内の地方民事登録課に登録される。
- (3) 登録された書類は、結婚が成立した地方民事登録課へ転送される。結婚がフィリピン国外で成立した場合は、マニラ市役所内の民事登録課に転送される。
- (4) マニラ市役所内の民事登録局において下記の書類を提出し、民事登録書類に離婚判決の注釈を付ける手続を行う。
 - a フィリピン国外で成立した離婚の審判書又はマニラ市役所内民事登録局に登録された判決書（原本又は謄本）
 - b 地方裁判所（RTC-Phil）の判決確定書（原本又は謄本）
 - c 地方裁判所（RTC-Phil）の判決が地方民事登録局に登録されたことを示す証明書
- (5) 地方民事登録局にて注釈が付けられた後、注釈付き書類とその他の必要書類をマニラ首都圏ケソン市にある総合民事登録局（フィリピン統計庁内）に提出する。

つまり、離婚歴のあるフィリピン国籍者、若しくは、婚姻解消したフィリピン国籍者が再婚する場合、「フィリピン外務省認証済みフィリピン裁判所発行の外国離婚承認審判書と確定証明書」が必ず必要である。

ただし、フィリピンにおいて弁護士を雇用した裁判には、「時間と費用がかかる²³⁰」ため、該当者が再婚する際の大きな障壁となっているといえる。²³¹

²²⁸ 在日本フィリピン大使館

<https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/legal-capacity-to-contract-marriage-certification/>

²²⁹ <https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/judicial-recognition-of-foreign-divorce/#nav-cat>

²³⁰ 今回実施したヒアリングの他にも、例えば、日本国内でフィリピン人と日本人との離婚や再婚を扱っている複数の行政書士のウェブサイトにおいても、このような記述が見られた。

²³¹ なお、各国のフィリピン大使館ウェブサイトにおいて、婚姻要件具備証明書に関する手続について紹介しており、必要書類はおおよそ同じである。

(例) ドイツ：<https://philippine-embassy.de/legal-capacity-to-contract-marriage-lccm/>

外国離婚の承認裁判²³²で承認判決を得た後で、上述のガイドラインに従って、総合民事登録局（The Office of the Civil Registrar General）において、フィリピン国外で成立した離婚に関するフィリピン国内の裁判所による承認判決を民事登録書類の注釈に反映させることになる。この承認裁判の詳しい手続や弁護士雇用について、上記のように在日本フィリピン大使館ウェブサイト²³³において情報提供している。

（ウ）ヒアリング結果

タギッグ市内の Respicio & Co. 弁護士事務所²³⁴ ²³⁵へのヒアリング²³⁶によると、下記の必要書類や手続、費用や期間が必要となっている。

離婚承認裁判に必要な主な書類は

- ①外国での離婚審判書若しくは離婚証明（ただし当該国のフィリピン大使館で真正認証を受ける必要がある）
- ②フィリピン統計庁が発行する婚姻証明書
- ③離婚を定めた日本の法律の当該条項（在フィリピン日本大使館で英語訳の真正証明が必要）の3点である。

離婚承認裁判は申立てするフィリピン人が居住するか若しくは婚姻を届け出た市や町の地方裁判所に管轄権があり、そこに代理人となる弁護士が承認裁判を申し立てる。承認裁判に必要な時間は裁判官や弁護士などの処理能力や裁判所が抱えている訴訟案件数などによって違ってくるが大体1年から2年かかるという。また、弁護士費用もフィリピン人のほぼ年収に相当する40万ペソ（日本円で100万円以上²³⁷）程が相場となっている。

同弁護士事務所によると、この離婚承認裁判には以前には前日本人配偶者などの出頭が求められた時期もあったが、現在は申立人が裁判の審理に必要な時に出席するだけで良く、承認裁判のプロセスに前日本人配偶者が関わる必要はないという。ただし、裁判を維持するためには弁護士費用に加えて裁判申立て費用や弁護士の交通費などの経費も必要となっており、裁判が長引けば長引くほど資金が必要となってくるため前日本人配偶者などの協力も必要となってくるかもしれない、とのことであった。

²³² <https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/judicial-recognition-of-foreign-divorce/#nav-cat>

²³³ <https://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/civil-registration/judicial-recognition-of-foreign-divorce/#nav-cat>

²³⁴ Respicio & Co. 弁護士事務所 <https://www.respicio.ph/>

²³⁵ 参考：フィリピン現地法律事務所の見解例 外国の離婚承認判決の国内適用に関する Respicio & Co の見解 <https://www.respicio.ph/commentaries/foreign-divorce-recognition>

²³⁶ 2025年3月13日、現地調査担当者が実施

²³⁷ 1ペソ=約2.6円（2025年3月25日時点）

(3) 国際養子縁組

ア フィリピンにおける国際養子縁組にかかる動き²³⁸

1986年、行政命令第91号²³⁹にて、児童青少年福祉法が改正された。この改正は、国内で養子縁組をしようとする非居住外国人に対し、厳格な居住要件を定めたものであった。1988年には、家族法が外国人の養子縁組の権利を更に制限し、国際養子縁組に関する規則を公布する前に、一定の例外を除いて外国人が養子縁組をすることを禁止した。その数年後、フィリピンは国際養子縁組に関する法律が登場する前、1990年9月2日に国連子どもの権利条約を批准した。その第4条には、「締約国は、この条約において認められる権利の実施のために、全ての適当な立法上、行政上及びその他の措置を講ずるものとする。²⁴⁰」と記されている。さらに、1996年1月8日、フィリピン上院はハーグ国際養子縁組条約(1993年)²⁴¹を批准した。その後、フィリピンは2016年に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」の締約国となっている。

こうした動きから、フィリピン政府は国際養子縁組に関する法律を制定する必要性に迫られた。しかし、児童虐待、人身売買、搾取などの問題から、懸念もあった。そのため、養子となる可能性のあるフィリピンの子どもたちの権利を保護することができる、国際養子縁組法を求める声が強くなった。このため、「個人やシンジケートによって行われる違法行為を抑制するための多方面にわたる取組²⁴²」を考慮に入れた上で、最終的に共和国法第8043号(1995年国際養子縁組法)の成立に至った。この法律は、「貧困と腐敗の生活から逃れるための特別な機会」を子どもたちに提供するものである。²⁴³

数年後、2022年1月6日に共和国法第11642号(養子縁組新法)が可決され、養子縁組のプロセスを更に簡素化し、子どもの最善の利益と将来を保証するために、面倒で費用のかかる養子縁組をより少なくするために、既存のアプローチを変更することが定められた。同法は、養子縁組が合法的に可能であることを国家児童養護庁が一元的に宣言することを含めている。

²³⁸ <https://www.dlsu.edu.ph/wp-content/uploads/pdf/law/primer/intercountry-adoption-primer.pdf>、国際養子縁組入門(共和国法第8043号とその施行規則)、デラサール大学法学部(School of Law, De La Salle University)発行、p3-4(最終アクセス:2025年2月2日)

²³⁹ 行政命令第91号、第26条、1986年12月17日、
https://lawphil.net/executive/execord/eo1986/eo_91_1986.html(最終アクセス:2025年2月2日)

²⁴⁰ 子どもの権利条約、1989年11月20日、第4条

²⁴¹ 国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関するハーグ条約(1993年)

²⁴² Candelaria, S. (1997). *Legal Aspects of Inter-Country Adoption*, p33.

²⁴³ Pangalangan, E. (2013) *Not Bone of My Bone But Still My Own*, p43.

イ 国際養子縁組要件²⁴⁴

国際養子縁組は、フィリピン国内での養子縁組の可能性がなく、国際養子縁組が子の最善の利益となる場合、最後の手段として行われる（国際養子縁組法第7条）。

²⁴⁴ 木村、篠崎、竹澤、野崎（2017）、p454-457

第3部 資料編

以下を掲載した。

- ・婚姻証明書
- ・出生証明書
- ・養子縁組可能宣言証明書
- ・国民 ID カード
- ・バランガイ ID
- ・名（ファストネーム）変更申請書
- ・死亡証明書

(1) 婚姻証明書 (表面・原文) (CERTIFICATE OF MARRIAGE)²⁴⁵

Municipal Form No. 97 (Revised January 2007)		Republic of the Philippines OFFICE OF THE CIVIL REGISTRAR GENERAL		(To be accomplished in quadruplicate using black ink)											
CERTIFICATE OF MARRIAGE				Registry No.											
Province			City/Municipality												
1. Name of Contracting Parties	HUSBAND			WIFE											
	(First)	(Middle)	(Last)	(First)	(Middle)	(Last)									
2a. Date of Birth	(Day)	(Month)	(Year)	(Age)	(Day)	(Month)	(Year)	(Age)							
2b. Age															
3. Place of Birth	(City/Municipality)	(Province)	(Country)	(City/Municipality)	(Province)	(Country)									
4a. Sex															
4b. Citizenship	(Citizenship)			(Citizenship)											
5. Residence	(House No., St., Barangay, City/Municipality, Province, Country)			(House No., St., Barangay, City/Municipality, Province, Country)											
6. Religion/ Religious Sect															
7. Civil Status															
8. Name of Father	(First)	(Middle)	(Last)	(First)	(Middle)	(Last)									
9. Citizenship															
10. Maiden Name of Mother	(First)	(Middle)	(Last)	(First)	(Middle)	(Last)									
11. Citizenship															
12. Name of Person/ Was Who Gave Consent or Advice	(First)	(Middle)	(Last)	(First)	(Middle)	(Last)									
13. Relationship															
14. Residence	(House No., St., Barangay, City/Municipality, Province, Country)			(House No., St., Barangay, City/Municipality, Province, Country)											
15. Place of Marriage: (Office of the/House of/Barangay of/Church of/Mosque of) (City/Municipality) (Province)															
16. Date of Marriage: (Day) (Month) (Year) 17. Time of Marriage: am/pm															
18. CERTIFICATION OF THE CONTRACTING PARTIES: THIS IS TO CERTIFY THAT I, _____ and I, _____ both of legal age, of our own free will and accord, and in the presence of the person solemnizing this marriage and of the witnesses named below, take each other as husband and wife and certifying further that we: <input type="checkbox"/> have entered a copy of which is hereto attached / <input type="checkbox"/> have not entered into a marriage settlement. IN WITNESS WHEREOF, we have signed hereon with our fingerprint this certificate in quadruplicate this _____ day of _____															
(Signature of Husband) _____ (Signature of Wife) _____															
19. CERTIFICATION OF THE SOLEMNIZING OFFICER: THIS IS TO CERTIFY THAT BEFORE ME, on the date and place above-written, personally appeared the above-mentioned parties, with their mutual consent, lawfully joined together in marriage which was solemnized by me in the presence of the witnesses named below, all of legal age, I CERTIFY FURTHER THAT: <input type="checkbox"/> a. Marriage License No. _____ issued on _____ at _____ in favor of said parties, was exhibited to me. <input type="checkbox"/> b. no marriage license was necessary, the marriage being solemnized under Art. _____ of Executive Order No. 209. <input type="checkbox"/> c. the marriage was solemnized in accordance with the provisions of Presidential Decree No. 1083.															
(Signature Over Printed Name of Solemnizing Officer) _____ (Position/Designation) _____ (Religion/Religious Sect, Registry No. and Expiration Date, if applicable)															
20a. WITNESSES (Print Name and Sign): Additional at the back															
21. RECEIVED BY				22. REGISTERED BY THE CIVIL REGISTRAR											
Signature _____				Signature _____											
Name in Print _____				Name in Print _____											
Title or Position _____				Title or Position _____											
Date _____				Date _____											
REMARKS/ANNOTATIONS (For LCRO/OCRG/Shari's Circuit Registrar Use Only)															
TO BE FILLED-UP AT THE OFFICE OF THE CIVIL REGISTRAR															
40H		49W		5H		5W		6H		6W		7H		7W	

²⁴⁵ バタンガス州トゥイ町ホームページより入手 (2025年2月22日)

<https://tuybatangas.gov.ph/wp-content/uploads/2017/07/Application-Form-for-Marriage-License.pdf>

(1) 婚姻証明書 (表面・対訳1/2)

地方自治体申請書 No.97		(黒インクを使用、4通作成)		
(2007年1月改正)				
フィリピン共和国 総合民事登録局 婚姻証明書				
1. 当事者氏名	夫		妻	
	(ファーストネーム) _____		(ファーストネーム) _____	
	(ミドルネーム) _____		(ミドルネーム) _____	
	(ラストネーム) _____		(ラストネーム) _____	
2 a. 生年月日	(日) (月) (年)	(日) (月) (年)		
2 b. 年齢	歳		歳	
3. 出生地	(市) (州) (国)	(市) (州) (国)		
4 a. 性別		(国籍)		(国籍)
4 b. 国籍				
5. 住所	(番地、通り名、バランガイ名、市町名、州名、国名)		(番地、通り名、バランガイ名、市町名、州名、国名)	
6. 宗教/宗派				
7. 身分状態				
8. 父の氏名	(ファーストネーム) (ミドルネーム) (ラストネーム)		(ファーストネーム) (ミドルネーム) (ラストネーム)	
9. 国籍				
10. 母の旧姓	(ファーストネーム) (ミドルネーム) (ラストネーム)		(ファーストネーム) (ミドルネーム) (ラストネーム)	
11. 国籍				
12. 同意又は助言者	(ファーストネーム) (ミドルネーム) (ラストネーム)		(ファーストネーム) (ミドルネーム) (ラストネーム)	
13. 続柄				
14. 住所	(番地、通り名、バランガイ名、市町名、州名、国名)		(番地、通り名、バランガイ名、市町名、州名、国名)	

(1) 婚姻証明書 (表面・対訳 2 / 2)

15. 婚姻場所 _____ (事務所、自宅、バラングイ、教会、モスク) (市町) (州)																																									
16. 婚姻日 _____ (日) (月) (年)	17. 婚姻時刻 午前/午後 _____																																								
18. 当事者による証明 (夫) _____ 及び (妻) _____ は、法定年齢に達しており、この婚姻を執り行う者と下記証人の面前でお互いの自由意志により、夫とし、妻としてこの婚姻に合意することを証する。さらに <input type="checkbox"/> 婚姻による夫婦財産契約を結んでおり、そのコピーを本書に添付、 <input type="checkbox"/> 我々は、婚姻による夫婦財産契約を結んでいないことを証する。 上記の証明として、 年 月 日、本証明書を4通作成し、署名/拇印をした。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> _____ (夫の署名) _____ (妻の署名) </div>																																									
19. 婚姻挙行官による証明 上記の日及び場所において、法定年齢に達した下記証人の立ち会いの下、上述の当事者の互いの合意により、本職により合法的に婚姻が挙行されたことを証する。 さらに、下記を証明する。 □a. 上記の当事者により、 _____ 日 _____ 月 _____ 年、 _____ において発行された婚姻許可証番号 _____ が提示された。 □b. 行政命令第209号 _____ 条にて執り行われた婚姻につき、婚姻許可証は不要 □c. 大統領令第1083号の規定に基づき、挙行された婚姻である。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> _____ (婚姻挙行官署名) _____ (肩書/身分) _____ (宗教団体登録番号、有効期限) </div>																																									
20a. 証人 (記名及び署名) 追加の場合は裏面へ _____																																									
21. 文書受領者 署名 _____ 氏名 _____ 肩書/身分 _____ 日付 _____	22. 総合民事登録局受領者 署名 _____ 氏名 _____ 肩書/身分 _____ 日付 _____																																								
備考 (総合民事登録局使用)																																									
総合民事登録局使用欄 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">4bH</td> <td style="width: 10%;">4bW</td> <td style="width: 10%;">5H</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">5W</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">6H</td> <td style="width: 10%;">6W</td> <td style="width: 10%;">7H</td> <td style="width: 10%;">7W</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> </tr> </table>		4bH	4bW	5H									5W					6H	6W	7H	7W																				
4bH	4bW	5H									5W					6H	6W	7H	7W																						

(1) 婚姻証明書 (表面・対訳 1 / 2)

20b. 証人 (記名及び署名) _____ _____	
婚姻挙行官の宣誓供述書	
私、_____は、法的年齢に達しており、_____の婚姻挙行官として、_____に住所を有し、法律に従って宣誓したうえで、次のとおり宣誓する。	
1. 私は、_____と_____の婚姻挙行官である。	
2. □ a. 私は契約当事者の資格を確認し、家族法第 34 条の要件として、婚姻することに法的な障害がないことを確認した。	
□ b. この婚姻は「アルティクル・モルティス」、つまり死の間に執り行われたものである。	
□ c. 契約当事者である_____及び_____は死の間にあり、自ら署名又は押印することが身体的に不可能であったため、婚姻の証人の一人が死亡する当事者の名前を記し、その下に「代理人」を添えて証人自身の署名を行うことで代理署名を行った。	
□ d. 当事者のいずれかの居住地が、戸籍登録官の前に出頭することを可能にする交通手段がない場所にある。	
□ e. この婚姻はイスラーム教徒同士、又は少数民族同士のものであり、彼らの習慣及び慣行に従って執り行われた。	
3. 私は契約当事者の年齢及び関係を確認するために必要な手続を取り、双方が互いに婚姻することに法的な障害がないことを確認した。	
4. 私は本宣誓供述書を作成し、前述の声明が真実であることを証明し、全ての法的意図と目的のために提出する。	
これが真実であることを証するため、以下のとおり署名する。この宣誓供述書は、フィリピンの_____において、___日___月___年に作成された。	
_____ 婚姻挙行官の署名 (記名及び署名)	
この宣誓供述書は、フィリピン、_____において、 _____日_____月_____年に私の前で署名及び宣誓された。	
宣誓者は、_____日_____月_____年に_____で発行された地域税証明書番号を私に提示した。	
_____ 認証官の署名	_____ 肩書/身分
_____ 氏名	_____ 住所

(1) 婚姻証明書 (裏面・対訳 2 / 2)

婚姻の遅延登録のための宣誓供述書

私_____ (名前) は法的年齢に達しており、_____に住所を有し、未婚/既婚/離婚/寡婦/寡夫であり、法律に従って宣誓したうえで、次のように陳述する。

1. 私は遅延登録の申請者である

私は、_____と、_____において、
_____日 _____月 _____年に婚姻した。

_____及び _____の婚姻は、
_____において、_____日 _____月 _____年に行われた。

2. この婚姻は、_____ (婚姻挙行官の氏名) のもとに執り行われた。

a. 宗教的儀式 b. 民事儀式 c. イスラーム教儀式 d. 少数民族儀式

3. この婚姻は、下記理由にて執り行われた。

a. _____において、_____日 _____月 _____年に発行された婚姻証明書による

b. 第_____条による (特別な婚姻)

4. (申請者が夫又は妻の場合) 私の国籍は_____であり、配偶者の国籍は_____である。
(申請者が夫でも妻でもない場合) 妻の国籍は_____であり、夫の国籍は_____である。

5. 私/彼らの申請遅延の理由は_____である。

6. 私はこの宣誓供述書を全ての法的意図と目的のために、前述の陳述の真実性を証明するために提出する。

これが真実であることを証するため、以下のとおり署名する。この宣誓供述書は、フィリピンの _____において、_____日 _____月 _____年に作成された。

宣誓供述者の氏名記載の上署名

この宣誓供述書は、フィリピン、_____において、_____日 _____月 _____年に私の前で署名及び宣誓された。宣誓者は、_____日 _____月 _____年に _____で発行された地域税証明書番号を私に提示した。

認証官の署名

肩書/身分

氏名

住所

(2) 出生証明書 (表面・原文) (CERTIFICATE OF LIVE BIRTH) 246

Municipal Form No. 102 (Revised January 2007)		(To be accomplished in quadruplicate using black ink)		
Republic of the Philippines OFFICE OF THE CIVIL REGISTRAR GENERAL				
CERTIFICATE OF LIVE BIRTH			Registry No.	
Province _____		City/Municipality _____		
C H I L D	1. NAME (First) _____ (Middle) _____ (Last) _____			
	2. SEX (Male / Female) _____	3. DATE OF BIRTH (Day) _____ (Month) _____ (Year) _____		
	4. PLACE OF BIRTH (Name of Hospital/Clinic/Institution/ House No., St., Barangay) _____		(City/Municipality) _____ (Province) _____	
	5a. TYPE OF BIRTH (Single, Twin, Triplet, etc.) _____	5b. IF MULTIPLE BIRTH, CHILD WAS (First, Second, Third, etc.) _____	5c. BIRTH ORDER (Order of this birth to previous live births including fetal death) (First, Second, Third, etc.) _____	6. WEIGHT AT BIRTH _____ grams
M O T H E R	7. MAIDEN NAME (First) _____ (Middle) _____ (Last) _____			
	8. CITIZENSHIP _____		9. RELIGION/RELIGIOUS SECT _____	
	10a. Total number of children born alive _____	10b. No. of children still living including this birth _____	10c. No. of children born alive but are now dead _____	11. OCCUPATION _____
	12. AGE at the time of this birth (completed years) _____		13. RESIDENCE (House No., St., Barangay) _____ (City/Municipality) _____ (Province) _____ (Country) _____	
F A T H E R	14. NAME (First) _____ (Middle) _____ (Last) _____			
	15. CITIZENSHIP _____		16. RELIGION/RELIGIOUS SECT _____	
	17. OCCUPATION _____		18. AGE at the time of this birth (completed years) _____	
	19. RESIDENCE (House No., St., Barangay) _____ (City/Municipality) _____ (Province) _____ (Country) _____			
MARRIAGE OF PARENTS (If not married, accomplish Affidavit of Acknowledgement/Admission of Paternity at the back.)				
20a. DATE (Month) _____ (Day) _____ (Year) _____		20b. PLACE (City / Municipality) _____ (Province) _____ (Country) _____		
21a. ATTENDANT _____ 1 Physician _____ 2 Nurse _____ 3 Midwife _____ 4 Hilot (Traditional Birth Attendant) _____ 5 Others (Specify) _____				
21b. CERTIFICATION OF ATTENDANT AT BIRTH (Physician, Nurse, Midwife, Traditional Birth Attendant/Hilot, etc.) I hereby certify that I attended the birth of the child who was born alive at _____ am/pm on the date of birth specified above. Signature _____ Address _____ Name in Print _____ Title or Position _____ Date _____				
22. CERTIFICATION OF INFORMANT I hereby certify that all information supplied are true and correct to my own knowledge and belief. Signature _____ Name in Print _____ Relationship to the Child _____ Address _____ Date _____		23. PREPARED BY Signature _____ Name in Print _____ Title or Position _____ Date _____		
24. RECEIVED BY Signature _____ Name in Print _____ Title or Position _____ Date _____		25. REGISTERED BY THE CIVIL REGISTRAR Signature _____ Name in Print _____ Title or Position _____ Date _____		
REMARKS/ANNOTATIONS (For LCRO/OCRG Use Only)				
TO BE FILLED-UP AT THE OFFICE OF THE CIVIL REGISTRAR				
8	9	11	13	
15	16	17	19	

246 バタンガス州トゥイ町ホームページより入手 (2025年2月22日)
<https://tuybatangas.gov.ph/wp-content/uploads/2017/07/Application-Form-for-Birth-Certificate.pdf>

(2) 出生証明書 (表面・対訳)

地方自治体申請書：No.102 (2007年1月改正)		(黒インクを使用、4通作成)		
フィリピン共和国 総合民事登録局 出生証明書				
州名 _____ 市/町名 _____		登録番号 _____		
子	1. 名前 (ファーストネーム) (ミドルネーム) (ラストネーム)			
	2. 性別 (男/女)	3. 生年月日 (日) (月) (年)		
	4. 出生地 (病院名/医院名/医療機関/番地、通り名、バランガイ名) (市/町名) (州名)			
	5 a. 出産の種類 (単胎児、双子、三つ子、等)	5 b. 多児出産の場合、子は (1番目、2番目、3番目、等)	5 c. 誕生順位 (死産を含む) (1番目、2番目、3番目、等)	6. 出生時の体重 _____ グラム
母	7. 母の氏名 (ファーストネーム) (ミドルネーム) (ラストネーム)			
	8. 国籍		9. 宗教/宗派	
	10a. 生存誕生児の総数 _____ 人	10b. 今回の出産を含む現在の生存児数 _____ 人	10c. 出産後死亡した児の数 _____ 人	11. 職業 _____
	12. 出産時の年齢 (満) _____ 歳			
	13. 住所 (番地、通り名、バランガイ名) (市/町名) (州名) (国名)			
父	14. 氏名 (ファーストネーム) (ミドルネーム) (ラストネーム)			
	15. 国籍	16. 宗教/宗派	17. 職業	18. 子の出生時の年齢 (満) _____ 歳
	19. 住所 (番地、通り名、バランガイ名) (市/町名) (州名) (国名)			
両親の婚姻状況 (婚姻していない場合、裏面の父子関係申請書/認知宣誓供述書を記入)				
20a. 日付 (月) (日) (年)		20b. 場所 (市/町名) (州名) (国名)		
21a. 立会人 _____ 1. 医師 _____ 2. 看護師 _____ 3. 助産師 _____ 4. Hilot (伝統的産婆) _____ 5. その他 (具体的に) _____				
21b. 出生証明 (医師、看護師、助産師、産婆 など) 私は、上記日付の午前/午後 _____ 時 _____ 分に生存した子の出産に立ち会ったことを証明する。 署名 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 肩書/身分 _____ 日時 _____				
22. 届出人の証明 記入事項が私の知る限り、信じる限り真実であり、間違いがないことを証明する。 署名 _____ 氏名 _____ 子との続柄 _____ 住所 _____ 日付 _____		23. 文書作成者 署名 _____ 氏名 _____ 肩書/身分 _____ 日付 _____		
24. 文書受領者 署名 _____ 氏名 _____ 肩書/身分 _____ 日付 _____		25. 民事登録官事務所における登録 署名 _____ 氏名 _____ 肩書/身分 _____ 日付 _____		
備考 (総合民事登録局使用)				
総合民事登録局使用欄 8 9 11 13 15 16 17 19				

(2) 出生証明書 (裏面・原文)

AFFIDAVIT OF ACKNOWLEDGMENT/ADMISSION OF PATERNITY <small>(For births before 3 August 1988) (For births on or after 3 August 1988)</small>	
I/We, _____ and _____ of legal age, am/are the natural mother and/or father of _____, who was born on _____ at _____.	
I am / We are executing this affidavit to attest to the truthfulness of the foregoing statements and for purposes of acknowledging my/our child.	
_____ <small>(Signature Over Printed Name of Father)</small>	_____ <small>(Signature Over Printed Name of Mother)</small>
SUBSCRIBED AND SWORN to before me this _____ day of _____ by _____ and _____, who exhibited to me (his/her) Community Tax Cert. No. _____ issued on _____ at _____	
_____ <small>Signature of the Administering Officer</small>	_____ <small>Position / Title / Designation</small>
_____ <small>Name in Print</small>	_____ <small>Address</small>
AFFIDAVIT FOR DELAYED REGISTRATION OF BIRTH <small>(To be accomplished by the hospital/clinic administrator, father, mother, or guardian or the person himself if 18 years old or over.)</small>	
I, _____, of legal age, single/married/divorced/widow/widower, with residence and postal address at _____ _____ after having been duly sworn in accordance with law, do hereby depose and say:	
1. That I am the applicant for the delayed registration of: <input type="checkbox"/> my birth in _____ on _____. <input type="checkbox"/> the birth of _____ who was born in _____ _____ on _____.	
2. That I/he/she was attended at birth by _____ who resides at _____	
3. That I am/he/she is a citizen of _____.	
4. That my/his/her parents were <input type="checkbox"/> married on _____ at _____ <input type="checkbox"/> not married but I/he/she was acknowledged/not acknowledged by my/his/her father whose name is _____.	
5. That the reason for the delay in registering my/his/her birth was _____	
6. (For the applicant only) That I am married to _____ (If the applicant is other than the document owner) That I am the _____ of the said person.	
7. That I am executing this affidavit to attest to the truthfulness of the foregoing statements for all legal intents and purposes.	
In truth whereof, I have affixed my signature below this _____ day of _____ _____ at _____, Philippines.	
_____ <small>(Signature Over Printed Name of Affiant)</small>	
SUBSCRIBED AND SWORN to before me this _____ day of _____ at _____ _____, Philippines, affiant who exhibited to me his Community Tax Cert. issued on _____ at _____.	
_____ <small>Signature of the Administering Officer</small>	_____ <small>Position / Title / Designation</small>
_____ <small>Name in Print</small>	_____ <small>Address</small>

(2) 出生証明書（裏面・対訳1/2）

認知の宣誓供述／父性の承認	
(1988年8月3日より前に出生)	(1988年8月3日当日又は以後に出生)
<p>成人である私／我々 _____ と _____ は、法廷年齢に達しており、____日____月____年に _____ で出生した _____ の実母及び／又は実父である。</p> <p>私／我々は、前記供述の真実の証明と私／我々の子の認知を目的としてこの宣誓を行う。</p>	
_____ (父の氏名を記載の上署名)	_____ (母の氏名を記載の上署名)
<p>____日____月____年、 _____ と _____ は、 ____日____月____年 _____ において発行された 納税証明番号 _____ を提示し、本職の面前で宣誓及び署名を行った。</p>	
_____ (行政官者署名)	_____ (肩書／身分)
_____ (氏名)	_____ (住所)

(2) 出生証明書 (裏面・対訳2/2)

出生の遅延登録に関する宣誓供述

(18歳以上の本人又は、父/母/後見人又は病院担当者は宣誓供述することができる)

私、_____は、法定年齢に達した単身者/既婚者/離婚者/配偶者と死別、であり、住所及び郵送先を_____に有する。法律に従い正式に宣誓した上で、以下のとおり供述する。

1. 私は、以下の遅延登録の申請者である。

日 月 年、_____において生まれた私の出生

日 月 年、_____において生まれた_____の出生

2. 私/彼/彼女は、_____に住む_____の立ち合いによって出生した。

3. 私/彼/彼女は、_____国籍である。

4. 私/彼/彼女の両親は、 日 月 年に_____において婚姻した。

婚姻していないが、私/彼/彼女は、私/彼/彼女の父である
_____によって認知された/認知されていない。

5. 遅延登録の理由は_____である。

6. (申請者用) 私は、_____と婚姻している。
(申請者が当該人以外の場合) 私は当該人の_____である。

7. 私は、前記供述の真実の証明と全ての法的意図及び目的のためにこの宣誓を行う。

私は、_____日 月 年 _____において署名した。

(氏名記載の上、署名)

_____日 月 年、宣誓人は_____日 月 年 _____において発行された 納税証明番号 _____を提示し、本職の面前で宣誓及び署名を行った。

(行政官署名)

(肩書/身分)

(氏名)

(住所)

(3) 養子縁組可能宣言証明書(原文) (CERTIFICATE DECLARING A CHILD LEGALLY AVAILABLE FOR ADAPTION) ²⁴⁷

Control Number: 2023-000



**Certification Declaring a Child
Legally Available for Adoption**

This is to certify that

_____ (Name of Child)

born/with a given date of birth on _____, 20____

under Petition No. RACCO I-_____ is hereby declared legally available for adoption.

This Certificate is being issued pursuant to Republic Act No. 11642.

Issued on _____, 20____, at Quezon City, Philippines.

HON. JANELLA MARIE V. EJERCITO
Undersecretary
National Authority for Child Care

This certificate is not valid without the official seal and if with erasure or alteration if any.

²⁴⁷ 国家児童養護庁へサンプル依頼、メールにて入手 (2025年2月18日)

(3) 養子縁組可能宣言証明書 (対訳)

管理番号 2023-000



養子縁組可能宣言証明書

これは、

(子の氏名)

_____ (日) _____ (月) _____ (年) の誕生日を持ち、

_____ 申請番号 _____ の下、法的に養子縁組が可能であることを

証明するものです。

本証明書は共和国法第 11642 号に基づき発行されます。

発行日 _____、ケソンシティ、フィリピン

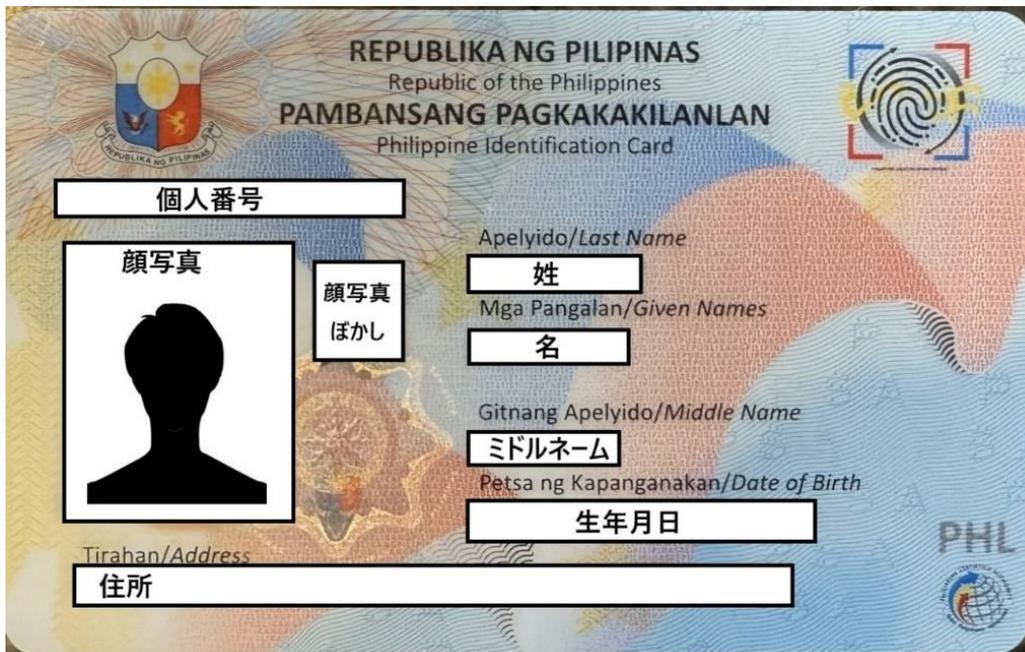
ジャネラ・マリー・V・エヘルシト閣下
次官
国家児童養護庁

本証明書は公印なしでは無効であり、消去又は改変があった場合も無効となります。

(4) 国民IDカード(表面・原文)(NATIONAL ID)²⁴⁸



(4) 国民IDカード(表面・対訳)



²⁴⁸ 現地調査担当者知人より提供(2025年2月1日)

(4) 国民 ID カード（裏面・原文）



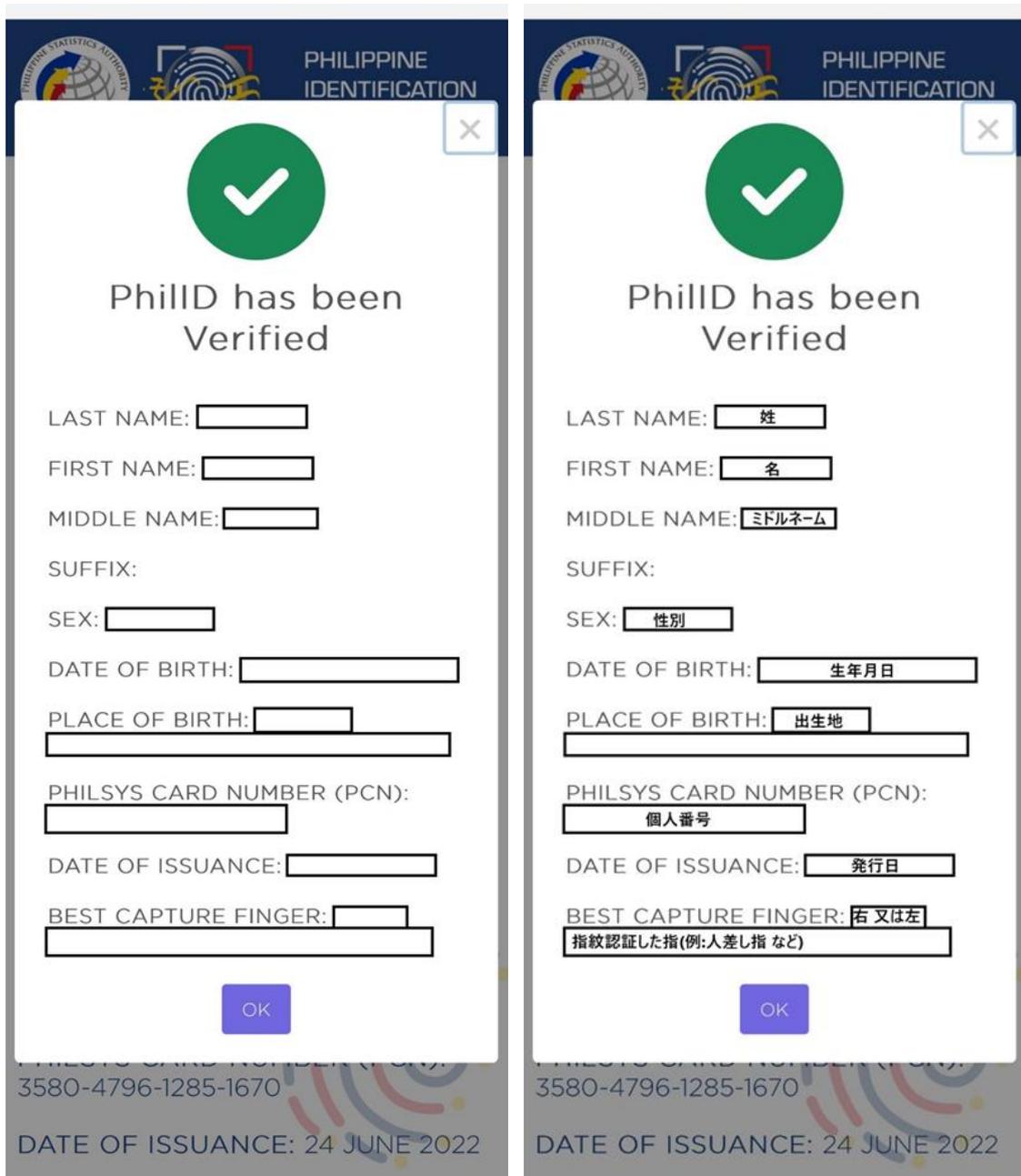
(4) 国民 ID カード（裏面・対訳）



参考：右側 QR コードをサイト²⁴⁹から読み込みを行うと ID の真贋確認画面が表示される。通常のカメラや QR コードリーダーアプリでは機能しない。

²⁴⁹ <https://verify.philsys.gov.ph/>

(4) 参考：国民 ID の確認画面²⁵⁰

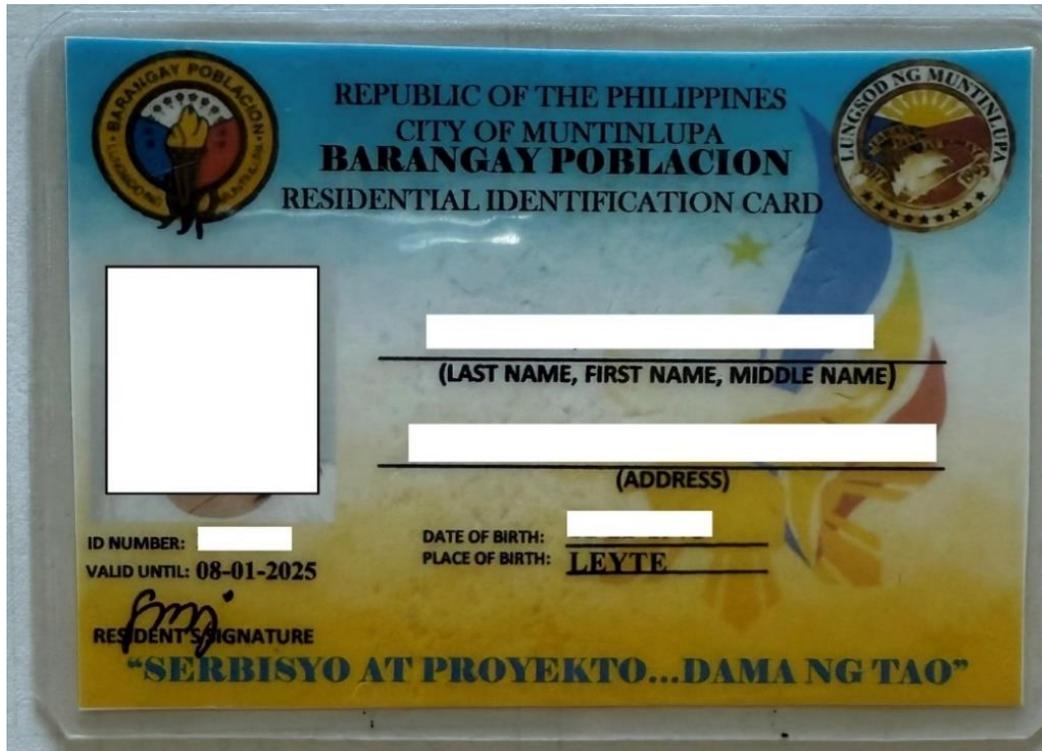


原文

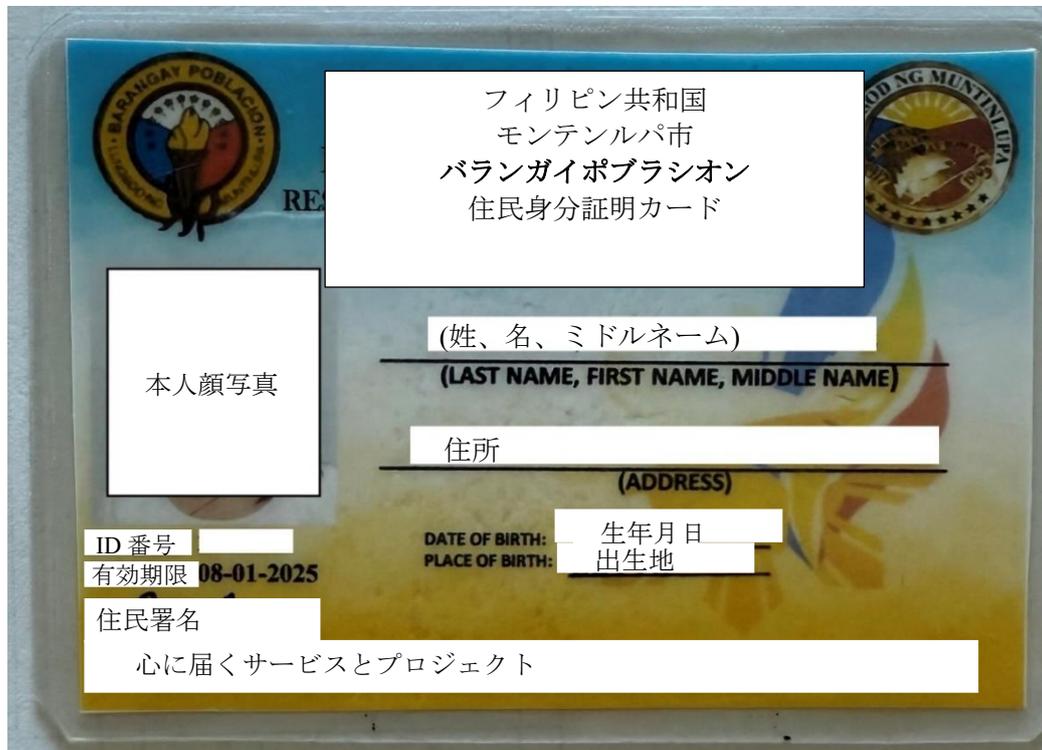
対訳

²⁵⁰ 現地調査担当者知人より提供（2025年2月22日）

(5) バランガイ ID (表面・原文) (Baraganay ID) ²⁵¹

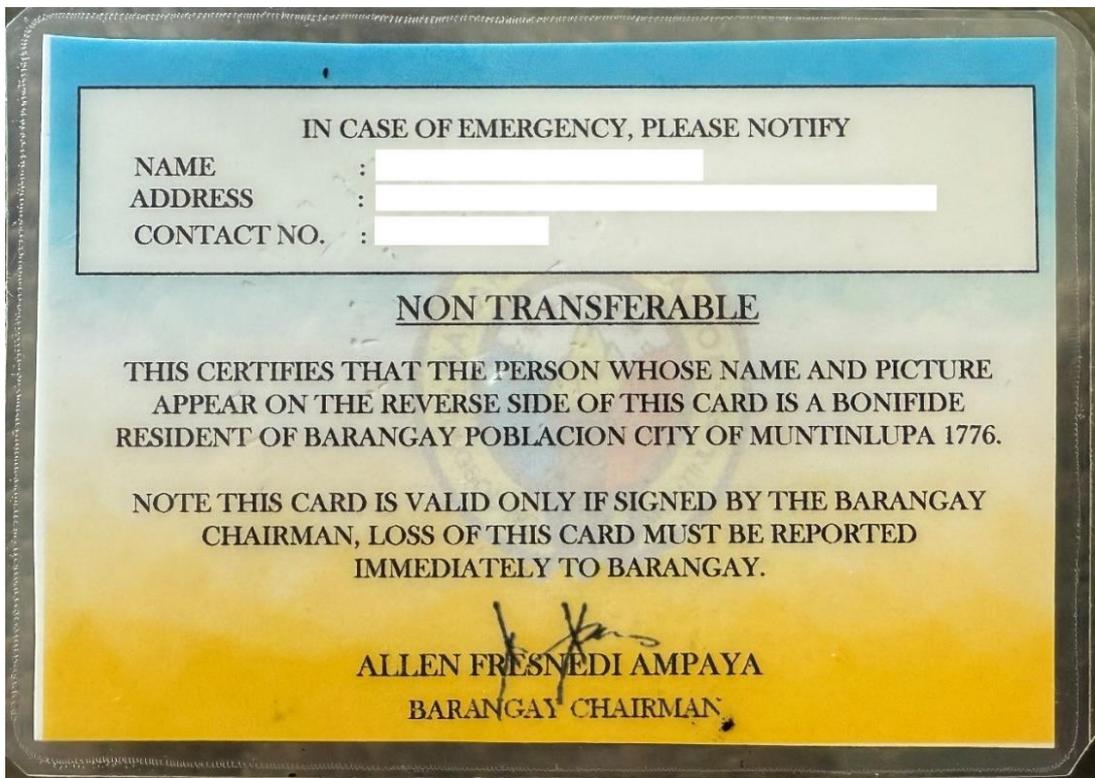


(5) バランガイ ID (表面・対訳) (Baraganay ID)

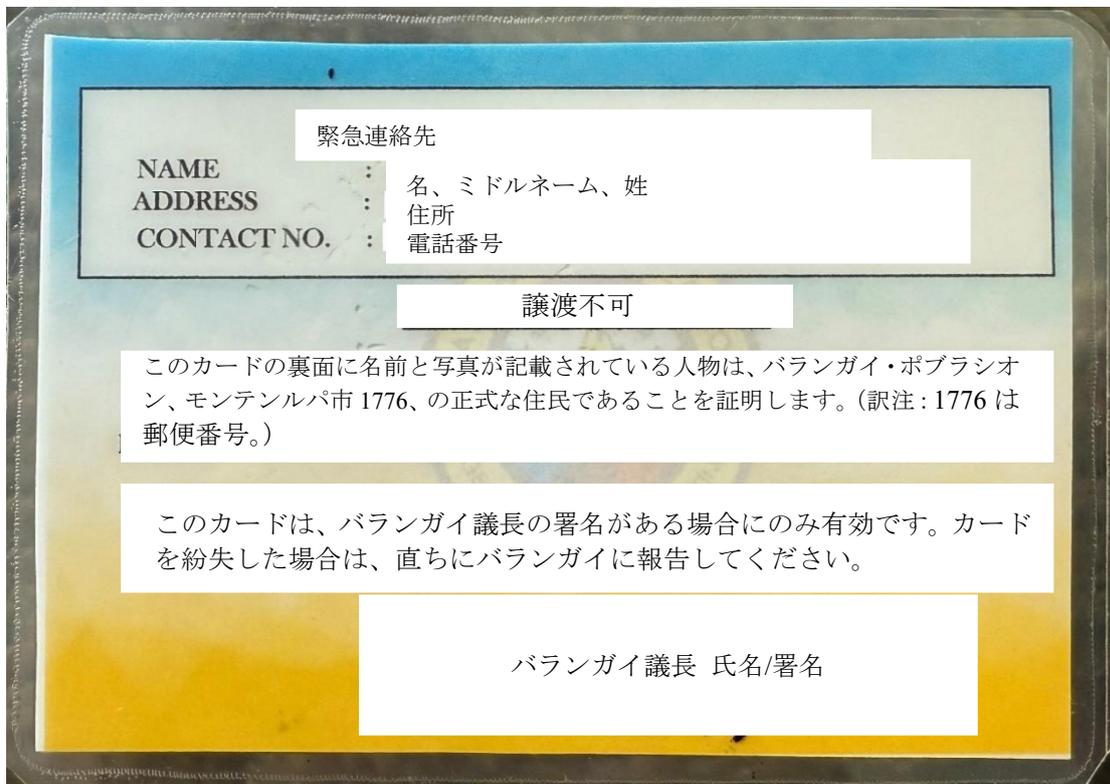


²⁵¹ 現地調査担当者知人より提供 (2025年2月18日)

(5) バランガイ ID(裏面、原文) (Baraganay ID)



(5) バランガイ ID(裏面、対訳) (Baraganay ID)



(6) 名 (ファーストネーム) 変更申請書 (表面・原文) (PETITION FOR CHANGE OF FIRST NAME)²⁵²

RA 9048 Form No. 4.1 (LCRO)

Republic of the Philippines
Local Civil Registry Office
Province of Batangas
Municipality of TUY

Republic of the Philippines }
Municipality of TUY } SS Petition No. _____

PETITION FOR CHANGE OF FIRST NAME

I, _____, of legal age, _____,
(complete name of petitioner) (nationality/citizenship)

and a resident of _____,
(complete address)

after having duly sworn to in accordance with law, hereby declare that:

- I am the petitioner seeking correction of the clerical error in:
 - my Certificate of Live Birth
 - the Certificate of Live Birth of _____
(complete name of owner)
who is my _____
(relation of owner to the petitioner)
- I/He/She was born on _____ at _____
(date of birth) (city/municipality)
_____ (province) _____ (country)
- The birth was recorded under registry number _____.
- The first name to be changed is from _____ to _____.
- The grounds for filing this petition are the following: (Ground selected should be explained/
justified in a separate sheet of paper to be attached to this form.)
 - The first name is extremely difficult to write or pronounce;
 - I have/He/She has habitually and continuously used _____
And I/he/she is publicly known in the community with that first name;
 - The first name is tainted with dishonor;
 - The first name is ridiculous;
 - The present first name causes confusion;
- I submit the following documents to support this petition. (Use additional sheets, if
necessary)
 - _____
 - _____
 - _____
 - _____
 - _____
 - _____
 - _____
- I have / He / She has not filed any similar petition and that, to the best of my
knowledge, no other similar petition is pending with any LCRO, Court or Philippine
Consulate.
- I have/He/She has no pending criminal, civil or administrative case in any court or
any quasi-judicial body.
- I am filing this petition at the LCRO of TUY, Batangas
in accordance with R.A. No. 9048 and its implementing rules and regulations.

Signature over printed name of petitioner

²⁵² バタンガス州トゥイ町 ホームページより入手 (2025年2月22日)
<https://tuybatangas.gov.ph/wp-content/uploads/2017/07/Petition-for-Change-of-First-Name.pdf>

(6) 名 (ファーストネーム) 変更申請書 (表面・対訳)

RA 9048 申請書番号 4.1 (民事登録総局)

フィリピン共和国
総合民事登録局
バタンガス州
トゥイ町

フィリピン共和国
トゥイ町

申請書 No. _____

名 (ファーストネーム) 変更申請書

私、_____は、法的年齢に達し、_____を有し、
(申請者名) (国籍/市民権)
 _____に住所を有します。
(住所)

法律に従い正式に宣誓した後に、ここに陳述します。

1. 私は、下記の書類上の事務的誤りの訂正を申請するものです。

a) 私自身の出生証明書

b) _____の出生証明書 対象者は私の _____ の出生証明書です。
(対象者の完全な氏名) (申請者と対象者の続柄)

2. 私/彼/彼女は、_____に、_____, _____, _____において出生しました
(誕生日) (市町名) (州名) (国名)

3. 出生は、登録番号 _____ の下に記録されています。

4. 変更する名 (ファーストネーム) は、_____ から、_____ に変更します。

5. この申請を提出する理由は以下の通りです：(選択した理由は説明・正当化されるべきであり、本様式に添付する別紙に記載すること)

a) 名 (ファーストネーム) が極めて書きにくい、又は発音しにくい。

b) 私/彼/彼女は習慣的かつ継続的に _____ を使用しており、その名で地域社会において公に知られている

c) 名 (ファーストネーム) が不名誉なものに関連している

d) 名 (ファーストネーム) が滑稽である

e) 現在の名 (ファーストネーム) が混乱を招いている

6. この申請を裏付けるために、以下の書類を提出します。(必要に応じて追加用紙を使用すること)

a) _____

b) _____

c) _____

d) _____

e) _____

f) _____

g) _____

7. 私/彼/彼女は類似の申請を提出したことはなく、また私の知る限り、いかなる LCRO (地方民事登録事務所)、裁判所、又はフィリピン領事館においても同様の申請が係争中ではありません。

8. 私/彼/彼女は、いかなる裁判所又は準司法機関においても、刑事、民事又は行政事件が係争中ではありません。

9. 私はこの申請を、共和国法第 9048 号及びその施行規則・規定に従い、バタンガス州トゥイ町の LCRO (地方民事登録事務所) に提出しています。

_____ (申請者の氏名記載の上署名のこと)

(6) 名 (ファーストネーム) 変更申請書 (裏面・原文)

VERIFICATION

I, _____, the petitioner, hereby certify that the allegations herein are true and correct to the best of my knowledge and belief.

(Signature over printed name of petitioner)

SUBSCRIBED AND SWORN to before me this _____ day of _____ in the city/municipality of _____ petitioner exhibiting his Community Tax Certificate No. _____ issued at _____ on _____.

Administering Officer

Doc. No. _____
Page No. _____
Book No. _____
Series of _____

For C/MCR use only

ACTION TAKEN BY THE C/MCR
(Provide the basis for the action taken)
 Granted Denied

Date: _____ City/Municipal Civil Registrar

For CRG use only

ACTION TAKEN BY THE CRG
(Provide the basis for the action taken)
 Affirmed Impugned

Date: _____ Civil Registrar General

Payment of filing fee (Please attach copy of the official receipt.)

O.R. No. _____
Amount paid _____
Date paid _____

(6) 名 (ファーストネーム) 変更申請書 (裏面・対訳)

確認書

申請者である私、_____は、ここに記載されている申立てが私の知識と信念に照らして真実かつ正確であることを証明します。

(申請者の氏名記載の上署名のこと)

____日____月____年に_____の市/町において、申請者が税証明書番号_____を提示し、私の面前で署名しました。同証明書は_____において____日____月____年に発行されたものです。

(認証官)

文書番号 _____
ページ番号 _____
帳簿番号 _____
シリーズ番号 _____

市/町民事登録官用

市/町民事登録官による措置

(措置の根拠を記入)

承認 却下

日付: _____ (市/町民事記録官)

民事登録長官用

民事登録長官による措置

(措置の根拠を記入)

確認 異議申立

日付: _____ (民事登録長官)

申請手数料の支払い (公式領収書のコピーを添付してください)

O.R. No. (領収書番号) : _____
支払金額 : _____
支払日 : _____

(7) 死亡証明書 (表面・対訳1/2)

地方自治体申請書 No.103 (2007年1月更新)		(黒インクを使用、4通作成)	
フィリピン共和国 総合民事登録局 死亡証明書			
州名 _____ 市/町名 _____		登録番号 _____	
1. 氏名 (ファーストネーム) (ミドルネーム) (ラストネーム)		2. 性別 (男/女)	
3. 死亡日 (日/月/年)	4. 生年月日 (日/月/年)	5. 死亡時の年齢 (区分に従って記載)	
		a. 1歳以上 (満年齢)	b. 1歳未満
		c. 24時間以内	
		【2】歳	【1】月数 【0】日数
		時	分/秒
6. 死亡した場所 (病院名/医院名/医療機関名/番地/通り名/バラングアイ名、市町名、州名)		7. 婚姻状況 (独身/既婚/寡婦/寡夫/婚姻無効/離婚)	
8. 宗教/宗派	9. 国籍	10. 住所 (番地、通り名、バラングアイ名、市町名、州名、国名)	
11. 職業	12. 父の氏名 (ファーストネーム、ミドルネーム、ラストネーム)	13. 母の旧姓 (ファーストネーム、ミドルネーム、ラストネーム)	

(7) 死亡証明書 (表面・対訳 2 / 2)

診断書 (生後 0~7 日の場合、裏面 14~19a を記入)		
19b. 死因 (死亡年齢が 8 日以上の場合) 発症から死亡までの期間 I. 直接原因: a. _____ 以前からの原因: b. _____ 根本原因: c. _____ II. その他の死因に影響した重要な状況 _____		
19c. 母体の状態 (死亡者が 15-49 歳の女性の場合) _____ a. 妊娠中、無職 b. 妊娠中、有職 c. 出産後 42 日未満 d. 出産後 42 日以上 1 年以下 e. 該当欄なし		
19d. 外因による死亡の場合 a. 死亡形態 (殺人、自殺、事故、法的介入、など) _____ b. 発生場所 (例: 自宅、農場、工場、屋外、海 など) _____		20. 検視 (有/無)
21a. 立会人 1. _____ 医師 2. _____ 保健所職員 3. _____ 病院関係者 4. _____ なし 5. その他 (具体的に) _____		21b. 立会人のある場合、立ち会った期間 (日/月/年) _____ から _____ まで
22. 死亡証明 上記記載事項は、私が確かめ得る限り正確であることを証明する。□上記の日の午前/午後 _____ 時 _____ 分に故人の死亡に立ち会った、/□立ち会っていない、ことを証明する。		
署名 氏名 _____ 肩書/身分 _____ 住所 _____ _____ 日付 _____		確認者: _____ 保健所職員の氏名及び署名 _____ _____ 日付 _____
23. 遺体の処置 (土葬、火葬、その他)	24a. 土葬/埋葬許可 番号 _____ 発行日 _____	24b. 移送許可 番号 _____ 発行日 _____
25. 墓地又は火葬場の名称及び住所		
26. 届出人 記入事項が私の知る限り、信じる限り真実であり、間違いがないことを証明する。 署名 _____ 氏名 _____ 故人との続柄 _____ 住所 _____ 日付 _____		27. 文書作成者 署名 _____ 氏名 _____ 肩書/身分 _____ 日付 _____
28. 文書受領者 署名 _____ 氏名 _____ 肩書/身分 _____ 日付 _____		29. 総合民事登録局受領者 署名 _____ 氏名 _____ 肩書/身分 _____ 日付 _____
備考 (総合民事登録局使用)		
総合民事登録局使用欄 8 9 11 13 _____ 15 16 17 19		

(7) 死亡証明書 (裏面・原文)

FOR CHILDREN AGED 0 TO 7 DAYS		
14. AGE OF MOTHER _____	15. METHOD OF DELIVERY (Normal, spontaneous, vertex, if others, specify) _____	16. LENGTH OF PREGNANCY: (in completed weeks) _____
17. TYPE OF BIRTH (Single, Twin, Triplet, etc) _____	18. IF MULTIPLE BIRTH, CHILD WAS (First, Second, Third, etc) _____	
MEDICAL CERTIFICATE		
19a. CAUSES OF DEATH		
a. Main disease/condition of infant _____		
b. Other diseases/conditions of infant _____		
c. Main maternal disease/condition affecting infant _____		
d. Other maternal disease/condition affecting infant _____		
e. Other relevant circumstances _____		
CONTINUE TO FILL UP ITEM 20		
POSTMORTEM CERTIFICATE OF DEATH		
I HEREBY CERTIFY that I have performed an autopsy upon the body of the deceased and that the cause of death was _____		
Signature _____ Title/Designation _____		
Name in Print _____ Address _____		
Date _____		
CERTIFICATION OF EMBALMER		
I HEREBY CERTIFY that I have embalmed _____ following all the regulations prescribed by the Department of Health.		
Signature _____ Title/Designation _____		
Name in Print _____ License No. _____		
Address _____ Issued on _____ at _____		
Expiry Date _____		
AFFIDAVIT FOR DELAYED REGISTRATION OF DEATH		
I, _____, of legal age, single/married/divorced/widow/widower, with residence and postal address _____, after being duly sworn in accordance with law, do hereby depose and say:		
1. That _____ died on _____ in _____ and was buried/cremated in _____ on _____.		
2. That the deceased at the time of his/her death:		
<input type="checkbox"/> was attended by _____;		
<input type="checkbox"/> was not attended.		
3. That the cause of death of the deceased was _____.		
4. That the reason for the delay in registering this death was due to _____.		
5. That I am executing this affidavit to attest to the truthfulness of the foregoing statements for all legal intents and purposes.		
In truth whereof, I have affixed my signature below this _____ day of _____, at _____, Philippines.		
_____ (Signature Over Printed Name of Affiant)		
SUBSCRIBED AND SWORN to before me this _____ day of _____, _____ at _____, Philippines, affiant who exhibited to me his Community Tax Cert. _____ issued on _____ at _____.		
Signature of the Administering Officer _____		Position / Title / Designation _____
Name in Print _____		Address _____

(7) 死亡証明書 (裏面・対訳 1 / 2)

0～7日の子		
14.母の年齢	15.分娩の形態 (自然分娩、その他)	16.妊娠期間
17.出産の種類 (単胎児、双子、三つ子、など)	18.多児出産の場合、子は (1番目、二番目、三番目、など)	
診 断 書		
19a. 死因 a. 幼児の主な疾病/状態 _____ b. 幼児のその他の疾病/状態 _____ c. 幼児に影響した母体の主な疾病/状態 _____ d. 幼児に影響した母体のその他の疾病/状態 _____ e. その他の関連する状況 _____ <p style="text-align: right;">項目 20 に続く</p>		

検死死亡証明	
検死を実施した遺体の疾病及び死亡原因は以下のとおりであることを証する。	

署名 _____	肩書/身分 _____
氏名 _____	住所 _____
日付 _____	_____

遺体衛生保全技師の証明	
保健省により規定された規約に則り、 _____ の遺体防腐処置を施した。	

署名 _____	肩書/身分 _____
氏名 _____	許可番号 _____
住所 _____	発行日及び場所 _____、 _____
_____	有効期間満了日 _____

(7) 死亡証明書 (表面・対訳2/2)

死亡の遅延登録に関する宣誓供述	
私、 _____ 成人、未婚／既婚／離婚／寡婦／寡夫、 (住所) _____ は、法に従い宣誓した後に以下を供述する。	
1. _____ は、 _____ 日 _____ 月 _____ 年、 _____ において死亡し、 _____ 日 _____ 月 _____ 年に、 _____ に埋葬／火葬された。	
2. 故人の死亡時に <input type="checkbox"/> _____ が立ち会った。 <input type="checkbox"/> 立ち会わなかった。	
3. 故人の死因は、 _____ である。	
4. 遅延登録の理由は、 _____ である。	
5. 前記供述の真実の証明と全ての法的意図及び目的のためにこの宣誓を行う。 _____ 日 _____ 月 _____ 年、フィリピン、 _____ において署名を行った。	
_____ (氏名記載の上署名)	
_____ 日 _____ 月 _____ 年、宣誓人は、 _____ 日 _____ 月 _____ 年 _____ において発行された税証明書番号 _____ を提示し、本職の面 前で宣誓及び署名を行った。	
_____ (行政官署名)	_____ (肩書／身分)
_____ (氏名)	_____ (住所)

法務省 令和6年度
フィリピン共和国における身分関係法制調査研究

令和7年2月28日

©法務省 民事局民事第一課

調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社

(略称：WIP ジャパン株式会社)

海外制度・政策調査グループ

チーフアナリスト 坂井岳志

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-5 九段会館テラス1階

電話：03-3230-8000